# 令和3年第1回 城里町議会定例会会議録 第2号

# 令和3年3月19日 午前 9時59分開議

## 1. 出席議員(13名)

1番 桜 井 和 子 君 8番 河原井 大 介 君 2番 加藤木 直 君 9番 関 誠一郎 君 3番 猿田正純君 10番 阿久津 則 男 君 藤 咲 芙美子 君 宏君 4番 11番 小 林 祥 5番 片 岡 藏 之 君 13番 鯉 渕 秀 雄 君 6番 薗 部 \_ 君 14番 小 圷 孝 君 三 7番 村 孝 信 君

# 1. 欠席議員(1名)

12番 杉山 清君

### 1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 上遠野 修 副 町 長 仲 不二雄 田 教 育 長 髙 出 秀夫 まちづくり戦略課長 小 林 克 成 和己 総 務 課 長 鯉 渕 忠 芳 町 民 課 長 宮 雨 財 務 課 長 舩 橋 行 子 務 税 課 長 鈴 木 貴 司 康保 村 正 則 健 険 課 長 飯 長 寿 応 援 課 長 井 上 優 福祉こども課 井 栄 一 長 増 業 政 策 農 課 長 Щ П 成治 男 都 市 建 設 課 長 大 津 好 下 水 道 課 志 長 皆川 尊 会計課長(会計管理者) 久保田 和 美 水 道 課 長 惠三 阿久津 農業委員会事務局長 髙 瀨 浩 文 教育委員会事務局長

園 部 繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長阿久津雅志主任書記町田めぐみ書記髙丸哲史

1. 議事日程

.....

## 議事日程第2号

令和3年3月19日(金曜日) 午前 9時59分開議

日程第1 一般質問

- 1. 本日の会議に付した事件
  - 一般質問

\_\_\_\_\_\_

午前 9時59分開議

## 議員の出欠

**〇議長(関 誠一郎君)** 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご 苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名です。

欠席議員、12番杉山 清君。

### 開議の宣告

○議長(関 誠一郎君) 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。 代表監査委員、横倉好夫君は欠席となっております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等の確認を よろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスクの着用及び水分の補給を 許可しております。 <del>\_\_\_\_\_\_\_</del>

#### 議事日程の報告

○議長(関 誠一郎君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

#### 一般質問

○議長(関 誠一郎君) それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間合わせて60分を超えることはできませんので、質問、答弁ともに 簡潔にお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問しないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番(藤咲芙美子君) おはようございます。

通告に従いまして、4番藤咲芙美子、4項目について質問をいたします。

質問に先立ちまして、このたびの鳥インフルエンザによって町長を先頭にその処理に当たられました。私は心からお疲れさまでしたと申し上げます。

PCRの検査をということで質問いたします。

政府は、首都圏1都3県の緊急事態宣言を21日に、方向ですが、国内、茨城県内の感染 状況はまだまだ予断を許さない状態にあります。新型コロナウイルスの感染拡大防止に大 切なことは、感染を早急に見つけ適切に隔離することです。無症状の人が何の自覚もなし に知らず知らずのうちに感染を広げてしまうのが、新型コロナウイルス感染症の特徴だと 専門家も、マスコミも言っています。

自分が知らないうちに感染していて、よその人にうつしてしまったということが十分あり得るのです。そういう心配を多くの人が抱えて生活しているのだと思います。PCR検査はそういった心配を打ち払う役割を果たします。その中で、大事なことは介護・福祉施設での感染を防ぐことです。

茨城県の場合は、介護・福祉施設で働く人たちに対する P C R 検査を実施しているということを聞いていますが、その回数が適切かどうかという問題もあります。新型コロナウ

イルスはいつ襲ってくるか分かりません。福祉施設や高齢者の施設、学校で働く人には定期的な検査が必要です。少なくとも、月に1回、2週間に1回の間隔で実施しなければならないと思います。茨城県で多くの感染者が出ているところは介護施設や福祉施設などです。

このように、人が集まっているところでの感染が止められれば、感染者人数はもっと減ると思われます。介護・福祉施設に働く人たちへのPCR検査については、県に要望すると同時に、町でも独自にPCR検査を行うことが大切ではないかと思います。積極的に対応をしていただくよう求めます。

3月18日、昨日は県内40人の新規感染者が確認されています。まだ、予断は許せません。 私はワクチン接種に期待はしていますが、感染予防効果については、まだ未知の問題も あります。厚生労働省も明らかになっていないとしています。変異株の中にはワクチンの 効果を弱める逃避変異というものもあると言われています。副反応やアレルギーの対応に ついても、検討課題が多くあると思います。ワクチン接種が始まっても、社会全体での効 果が確認されるにはかなりの時間がかかるというのが専門家の指摘です。

このことから、私はワクチン接種を万全の備えで実施するとともに、感染拡大を防ぐ対策にも力を注がなければならないと思います。それにはPCR検査が重要だと考えます。 答弁をお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

**〇町長(上遠野 修君)** 4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症防止策として、町独自のPCR検査をというご提案で、ご質問でございました。

町独自のPCR検査の実施につきましては、様々な検討課題等もあると思いますので、 健康保険課長より詳細は答弁をさせます。

〇議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

[健康保険課長飯村正則君登壇]

**〇健康保険課長(飯村正則君)** 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、PCR検査を実施している方は、保健所や医療機関で対応している発熱症状のある人やコロナ患者と濃厚接触し、接触後間もない人が対象となっております。その方々は、 陽性と出たら必ず感染性があると見てよいため、PCR検査で見つける意義がございます。

しかし、無症状の方を感染予防のためとして検査を実施することは、人手不足で悩んでいる検査機関や医療機関、保健所も対応が増え逼迫することになりかねません。

クラスターですけれども、突発的に出てくるもので、PCR検査で未然に察知することはできません。むしろ、感染者が出たらすぐに対応する能力が必要で、そちらを優先して許可すべきと思われます。

また、PCR検査は万能でなく、陰性だから安心とは言えず、今日は陰性でも明日は陽性になるかもしれません。そのようなことから、一人一人が常に感染するかもしれないという意識を保ちながら、気を緩めず、これまでのように人込みや大人数での食事会を控えたり、感染対策をしっかりしていくことが大切かと思われます。

ご存じのように、国内でもワクチン接種が開始されました。町民の接種開始は4月末から5月頃になるかと思われますが、感染防止に効率的な優先順位を見定め、計画的な接種体制を図ってまいりたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

○4番(藤咲芙美子君) 保険課長から答弁いただきました。

PCR検査は万能ではないというお返事です、答弁です。 PCRは万能ではないというようなことよりもですね。

では、コロナは町内に広がっていまして、そのPCRが万能ではないというようなことで答弁ありましたので、少しPCR検査がいかに重要であるかについて、ちょっと質問をいたしたいと思います。

ある施設で事例がありました。ある女性は、給食担当の仕事を行っていたところ、1月下旬、貧血で倒れました。女性の夫に迎えに来てもらいました。その夫の職場では2月上旬、コロナ陽性者がいたそうですが、関係機関に相談したところ、場所が離れていたから濃厚接触者ではないということで、PCR検査を受けずに仕事を続けていたそうです。ところが、2日後、夫は発熱、せきの症状が出現し、コロナ陽性と診断されました。そして、4日後に施設で調理の仕事場で具合が悪くなった女性も貧血で職場を休んでいましたが、コロナ陽性と確認されたのです。

このことから明確になったことは、夫の職場で感染者が判明した時点でなぜPCR検査によって感染の有無を調べなかったのかということです。夫が働いていた職場全体でPCR検査をしていたら、そして適切な管理がされていたら、この女性が感染することはなかったはずです。PCR検査を軽視したためと考えます。こうしてコロナウイルスは感染拡大されていきます。さらに問題があります。施設の調理場で倒れた女性の同僚たちは、濃厚接触者ではないということで、従業員や利用者はPCR検査をしてもらえず、普通どおり営業を行っているとのことです。従業員たちは自分は感染していないのか、感染して誰かにうつしていないだろうかと不安な思いで仕事をしているということでした。

そして、何より施設の利用者は感染を受けやすい弱い立場にあり、感染したら命が危ぶ まれるという不安で利用を休んでいる方もいると言っていました。

PCR検査をすることで、陽性である無症状者も確認できれば感染拡大が予防でき、科学的見地により命が守られます。 PCRの検査をしなければ無症状者の感染の有無を確認

することはできません。かかりつけ医や発熱外来の医師が必要とした人への検査では症状がない人への対応ができません。介護・福祉施設には感染者が発生していなくても、従事者、利用者にPCR検査が行われれば、無症状者を発見し、保護、隔離することができます。不安なく安心して仕事に従事できます。そして、何よりも感染拡大を抑えることができます。リスクの高い介護施設、福祉施設、学校の職員などにPCR検査を行うよう求めたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

[健康保険課長飯村正則君登壇]

**〇健康保険課長(飯村正則君)** 引き続き、4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、コロナウイルスにつきましては、未知のウイルスということもございまして、いろいろなケースがございます。また、新聞、テレビ等で報道されておりますが、新型株の出現ということもあり、いろいろなかなか町独自では厳しいという、対応のほうも厳しいという現実もございます。

今後も引き続き、保健所、医療機関と連携して適切な対応を取ってまいりたいと思いま す。よろしくお願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

**〇4番(藤咲芙美子君)** 先ほどちょっとワクチン、5月頃届くということが答弁の中に 入っていました。

ワクチンの接種について、私ももちろん、私は接種に期待をしています。期待はしますが、ワクチンによってコロナが終息するかのように喧伝するのはいかがと思っています。 ワクチン接種には時間がかかります。医療従事者や福祉施設従事者から始まって、全町民 に行き渡るには相当な時間を費やします。同時に、今国内には感染力の強い何種類もの変 異株があると言われています。

神戸市の3月4日までの検査で、陽性者の約39%が変異株だったことが判明しました。また、変異株のうち、ワクチンの効果が少ないか、効かない変異株があるということも専門家から指摘されています。宇都宮の医療機関から提供された300の検体と最近、栃木県内で確認された検体5つの遺伝子解析した結果、3つの検体から変異株が見つかり、その変異株は、ブラジル株や南アメリカ株とアフリカ株と異なる配列を持っていて日本国内での変異による可能性も排除できないと専門家も指摘しています。変異株による第4波が危惧されています。

先日、知事の会見でもワクチンが来る前に4波の危険があると言っておられました。そして、4波は早いし大きいということです。このことから、町民安全の面から見れば、ワクチン接種に期待はしますが、ワクチン頼みにするというのは心配です。感染が下げ止ま

り傾向にある今こそ、感染拡大防止のPCR検査を行い、陽性者を確保することが重要な 手だてであると提案をいたします。答弁をお願いいたします。

○議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

**〇健康保険課長(飯村正則君)** 引き続き、4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。 感染拡大防止のために本当に必要なことは、まず必要な人が迅速にPCR検査が受けられるよう体制を整えることが肝心でございます。

現在は、かかりつけ医等で新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合、保健所を介さず、PCR検査が直接受けられる体制が構築されております。まずは、発熱などの症状が出ている場合、周囲に相談し早めに対応すること、発熱外来やかかりつけ医等に速やかに受診することなどの徹底を図っていくことが大切だと思われます。

今後も、県央保健所、地域の医療機関等と連携を図りながら、感染者拡大防止に努めて まいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上になります。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番(藤咲芙美子君) ありがとうございます。

答弁の中では、やはりPCR検査が必要な人ということで、疑いのある人がPCR検査を受けられるということを言われています。私はそのPCR検査を受けられるというのは、無症状の人が今どういう状態で広げていくかということが心配だと、私は質問をしています。それに対するPCR検査をしてはどうかということです。

PCR検査というのは、そのようになかなかお金がかかるからとか、医療崩壊するとか、そういうようなことを聞いているかもしれません。しかし、町民をこのまま不安なまま放置することになります。PCR検査をすれば、化学的な検査により住民が安心して行動できます。施設や学校のクラスターを出さないためでもあります。命に関わることです。コロナ陽性で無症状者が確保されれば、安心して業務に就けます。早急にPCR検査を導入していただきたいと思っています。

そのことについて、もしできれば答弁を、同じ答弁であるかどうか分かりませんけれど も、ちょっと答弁をお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

**〇健康保険課長(飯村正則君)** 引き続き、4番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになってしまって申し訳ないんですけれども、今後も県央保健所、地域の医療機関と連携を図りながら、感染者拡大防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

**〇4番(藤咲芙美子君)** 同じ答弁といっても、本当に全く変わりない答弁なんですけれども。

何で私がこのように質問するかといいますと、先ほどから言っています無症状者が陽性者であって無症状者が誰かのところで広げてしまうと、誰か知らない人のところにいつの間にか広げてしまうというのが今回のコロナウイルスの特徴なんです。インフルエンザとは違うんです。ですので、このコロナウイルスの特徴であるものをストップさせるためには、終息させるためにはPCR検査できちんとマイナスであるというようなことを確認していくということが、陰性を確認していくことが広げない、拡大をさせないための目的だと思っています。

私が訴えたいのは、一度きりで終わらせずに1週間後、2週間後、または月に一度の定期的検査を行うことで、集団感染の拡大をさせないことが重要です。町独自で行うときは県に求めていただきたいと思いますし、また抗体検査は15分ぐらいでできますし、プール方式で行えば、経費も安く済みます。そういうものもありますので、検査の導入を強く求めたいと思います。

プール方式という方式を初めて聞いた方いますでしょうか。プール方式は数人分の検体を一度に調べる、5人分なり、10人分なり、基本的に調べます。それは唾液や鼻の拭い液などを混ぜてまとめて検査をしますね。それが幾つか並列にあっていて、ここのところを調べた5人分だけのところは陽性であれば、ほかはマイナスであれば調べなくてもいい。この陽性のところだけ重点的にもう一度調べると、そういうところから調べていって陽性者を確認するというのがプール方式なんですけれども。それは隠れた感染者が見つかるということと、感染者が少なければ検査のコスト、時間の削減ができるというようなこともありますので、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

- O健康保険課長(飯村正則君) 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。 今後の新型コロナウイルス対策事業の中で検討してまいりたいと思います。 以上です。
- 〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

○4番(藤咲芙美子君) ありがとうございます。ぜひいい方向で検討していただきたい

と思います。

検討というのはどういう検討をしていただけるのかなというのを、ちょっと私はいつも 検討していただきますというたびに、お願いしますということを言っているんですけれど も、一向に進むことはありません。ですので、どのように検討するのかをちょっとだけ一 言ありましたらお願いいたします。

○議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長(飯村正則君) 4番藤咲議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

今、新型コロナウイルス関連では、国・県の補助金等もいろいろ出ておりますので、も しその中で活用できるようなものがあれば、いろいろ今、町としては新型コロナウイルス ワクチン接種事業のほうにほとんどのマンパワーをつぎ込んでいる状況でございますので、 なかなかすぐに、はい、やりますというような話はできませんけれども、そういう中で検 討はしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番(藤咲芙美子君) よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

補聴器の補助についてです。

難聴者に補聴器購入の補助をということで、2度目の補助を求める提案です。

人は誰でも心身ともに健康で豊かな社会生活を望んでいます。身障者は補装具を使い、 視力低下であれば眼鏡を使うことで不便を緩和しています。

ところが、聴覚の衰えを補うには幾つかの障壁があります。年を重ねるにしたがって最初はテレビの音量が高くなり、何度も聞き返すことが多くなってきます。徐々にコミュニケーションが円滑に取れず、社会生活面で支障が出てきます。そうなると、当事者は孤立せざるを得ず、ひきこもり状態になり、認知症の危機が深まってしまいます。

眼鏡のように補聴器が暮らしの中に一般的になっているとは思えません。その理由の一つとして、補聴器の導入に対してお金がかかり過ぎることにあるのではないかと、私は思っています。

もちろん耳鼻科を受診することも、慣れない人にとっては大変です。しかし、十分な能力が残っていて、まだまだ社会に役立てる力があるのに、聴力に問題があるからといって自ら引き下がってしまうのは、本人にとっても大きな損失ではないでしょうか。私はそういった人たちが生き生きと暮らせるようなまちであってほしいと願っています。

そのためにも、聴力に課題を持つ人が補聴器を導入できるよう、町として補助が行えるように再び求めたいと思っております。答弁お願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

**〇町長(上遠野 修君)** 4番藤咲議員のご質問に引き続き回答させていただきます。

補聴器の購入に対する補助につきまして、ご質問、ご提案をいただきました。この補聴器に対する補助につきましては、ほかの健康器具に対する補助等のバランス等も含め様々な課題がございますので、詳細は長寿応援課長より答弁させます。

〇議長(関 誠一郎君) 長寿応援課長井上 優君。

[長寿応援課長井上 優君登壇]

**〇長寿応援課長(井上 優君)** 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

現在、補聴器購入の補助に関しましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきまして、基準に該当する障害者手帳の交付を受けている方が対象になってございます。費用は経費の1割負担となっており、所得等に応じまして減免措置等もございます。

障害者手帳の交付を受け、必要と認められる方、障害者 6 級、両耳で70デシベル以上、 片耳で90から50デシベル以上の方につきましては、補聴器購入の補助の対象となっている 現状もあることから、仮にそのほかの分野というか対象に、導入を検討する場合には、加 齢に伴うそのほかの諸症状であります加齢性難聴のほか、いわゆる耳鳴りとか白内障とか、 加齢性の黄斑とか、そういう障害者支援とのバランスも考慮する必要があると考えており ます。

聴覚障害者と社会活動や社会生活への参加、認知症の発症及び補聴器の有効性、有用性の関係につきましては、医療関係者や専門家の助言を求めまして、対象を現在の障害者だけと一義的に考えるか、また若年者の難聴や聴覚障害に準ずる人のレベルまで対象を拡大するか、さらには運動機能や認知機能の支援など機器類も含めるかなど、公平・公正な判断が必要になると思われます。また、公的補助として健常者から理解を得られる内容であるか、そういうことも大切であると考えておりますので、十分な検討が必要になると思われます。

以上です。

○議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番(藤咲芙美子君) ありがとうございました。

障害者には補助しているというような答弁もあります。該当する手帳があるのであれば補助も十分できるという答弁なんですが、認知症が進行してからでは補聴器の操作も容易にできないこともあります。日常生活の中でテレビの音量が高くなったり、話の内容についていけないなど出てきます。気がついた時点で耳鼻科受診し、聴力検査をしてもらうことが大切です。補聴器摘要のレベルと診断された場合は、すぐにでも装着できるようにな

れば、安心して日常生活が送れると思います。

難聴で認知症が進んでいる家族から、年金暮らしの我々に高価な補聴器を購入することができない、補助があるとありがたいという切実な声が聞かれています。補聴器は負担が重いものです。金額で言えば、5万から12万、13万、15万、高いものだと20万ぐらいしますか、片方でもね。ですので、本当に高い物だと思うんですけれども、その高い物に対して、私は認知症の危険を避けて社会生活が生き生きとできるような高価な補聴器の補助をぜひ取り組んでいただきたいと思っているところです。ぜひお願いをしたいなと思って、答弁をお願いしたいと思うんですけれども、できればお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 長寿応援課長井上 優君。

[長寿応援課長井上 優君登壇]

○長寿応援課長(井上 優君) 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

確かに眼鏡等に比べまして高価な物が多いという現実があると思うんですが、一般的には聴力の進行度合いというか、それに応じて書物の中には5年以内に買換えが必要になる場合もあると、そういうような記述もございます。また、一概に聴力の低下といいましても、専門書の中では伝音声の難聴とか、感音性の難聴とか、様々な難聴の種類があるということで、藤咲議員お話のように、やはりお店に行って購入をすればそれで終わりというものではなくて、なかなか専門医のほうに受診をされて、その後の指導というか、訓練等も必要であるというふうに専門書のほうには記述されてもございますので、導入につきましては、町としてはちょっと検討をさらに深めていきたいなと考えております。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

○4番(藤咲芙美子君) ぜひいい方向でお願いをしたいなと思うんですけれども、高齢者の支援を先ほども答弁ありました。確かに専門書によれば、その種類がいっぱいあるということです。種類はあるんです。だからこそ、私は質問しています。だからこそ、それに見合った補聴器が必要なんではないかということです。それから、訓練も必要だということなんですけれども、これはもう今となっては補聴器を装着するに当たっては、もう当然のことなんです。訓練期間というのはきちんと出されていますので、心配は要らないと思います。町として深めていただきたいということなんですけれども、2回でも、3回でもやっていただけるまで、私は質問をしていきたいと思っております。

高齢者の支援を町独自の対策として、一部補助を町民の負担軽減に何とか取り組んでいただきたいということです。できるだけ、多くの難聴の方に早期に補聴器が利用できるようにしなければならないと思っています。それには希望者には健診で聴力検査を取り入れ、難聴者の実態をつかむことなどの対策も必要ではないかと考えています。一人でも多くの高齢者が生き生き暮らせる町を望んでいます。このままでよいはずはありません。

希望者には健診で聴力検査を取り入れるということをちょっと新しい方向で提案をいた しますけれども、どういう方がどんなことで補聴器が必要かというようなことは、聴力検 査をしなければなかなか設定ができません。ですので、健診の中に希望者には聴力検査を 取り入れるということも1つの提案を申し上げたいと思っております。

一般生活が健常者と一緒にできないように放っておくことのほうが不公平になりますので、健診に聴力検査の導入を求めていただきたいと思います。答弁ありますでしょうか、 お願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

[健康保険課長飯村正則君登壇]

○健康保険課長(飯村正則君) 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

健診のメニューに聴力検査というようなご質問でございました。通常の聴力検査は、健 診のメニューの中に入って実施してございます。ちょっと議員さんのおっしゃっている聴 力検査のメニューというのは、ちょっとなかなか理解できないんですけれども、いずれに しても、健診のメニューに入っておりますので、よろしくお願いします。

耳の検査ですけれども、多分、議員さん方もやったことあると思うんですけれども、ヘッドホンみたいなものをくっつけて、ピーピーという聴力検査なんですけれども、やっていると思います。すみません。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

○4番(藤咲芙美子君) それでしたら、余計に必要なことはあると思うんです。分かって、今ちょっと気がつきましたけれども、聴力検査が、また希望者でやっていれば、みんなどういう人たちが難聴になっているか、デシベルで大体決まっていますよね。50デシベルから70デシベルまでですか、が大体中等度のデシベルですね。難聴になっていますけれども。その場合、中等度でもやっぱり聞こえない、話がはっきり聞こえないというようなこともございます。ですので、その中に、輪に入れなかったり、嫌な思いをしたりというようなことあると思うんです。そういう人たちに非常に有効なものだと思います。

後で聴力検査の結果がどういうものであったのか、ちょっと統計などあれば見せていた だきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

時間もそろそろ押し迫ってきていますので、次の質問に移ります。

子育て支援のための国保の均等割軽減をということで質問をいたします。

国保均等割の負担の軽減について、令和2年3月議会以降、引き続きの質問です。

国民健康保険は主に農林、漁業、商業、フリーランス等の比較的収入の少ない人が加入していて、国民皆保険制度の維持のため、本来、国の強い責任の下で運営されることになっています。国保の運営のため、国が国庫支出金として出している割合を1984年の49.8%から2016年に20%台にまで引き下げました。

しかし、組合健保や協会健保の割合は労使折半とされています。国保加入者は収入が低く、不安定な上、国からの補助金が激減しています。国保の運営が大変だからと収入が低い人に負担を負わせる、この状態を私は看過できません。不公平だと思います。

厚労省が発表している数字によると、国保世帯の所得は平均136万円です。国保世帯の 平均所得は組合健康保険世帯の30%、協会健保世帯の53%という低さです。国保税負担金 を国が引き下げたことによって、もともと所得の低い人たちの負担が重くのしかかってい ます。

さらに、国保の場合均等割があって、赤ちゃんからお年寄りまで加入者の全員が課税の対象となります。つまり、産声を上げた瞬間から課税となることから、この制度はまるで人頭税そのものではないかと思います。人頭税というのは、広辞苑によれば、担税能力に関わりなく国民一人一人一律に同額を課す租税とあり、赤ちゃんが生まれて、さてこれからどうやって育てようかと希望を語ろうとしたとき、課税通知が届く仕組みです。私は、この仕組みがこれから子育てをしようという若いお父さん、お母さんの励みになるとは思えません。この課税制度をなくして子育て世帯の励みになるようにしていくのが、町の役割ではないかと思います。

城里町は、子育て支援を標榜し内外に発信している町です。若いお父さん、お母さんが 子育てに集中できる環境をつくることが望まれます。均等割を外すことを改めて求めたい と思います。答弁をお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

**〇町長(上遠野 修君)** 4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

子供の均等割の軽減につきましては、厚生労働省で全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案を令和3年2月5日に国会に提出しております。その中で、子供の均等割軽減については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から未就学児均等割を一律5割軽減し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設することとしています。この制度は令和4年度から実施見込みと伺っております。

国民健康保険制度は、国民の健康、町民の皆様の健康を守る上で重要な施策であり、将 来に向けた持続可能な制度として安定的な運用をすべきものと認識しております。

町としましては、このような法律の改正もしっかりと捉えまして、今後も国民健康事業 の適正な運営に努めてまいります。

○議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

**○4番(藤咲芙美子君)** 答弁ありがとうございます。令和4年度から改正があるということです。均等割をそのままやっていくということで、2分の1負担してくれるということですね。そういうところで安定的というんですけれども、本当に安定的なんでしょうか。

私はとても心配です。令和4年度からの負担が減額ということなんですけれども、減額であっても2分の1は自己負担ですよね。

特にひとり親で子供を引き取って育てているのは大変です。特に女性のひとり親の場合、56%の人が非正規です。賃金格差で言えば、男性の27.5%の低さです。ダブルワーク、トリプルワークをしているお母さんもいます。子供に食べさせるのに精いっぱいです。そういう世帯でも均等割の負担はのしかかってきます。せめて、このような家族に子育て支援策として均等割軽減策が必要なのではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

[健康保険課長飯村正則君登壇]

○健康保険課長(飯村正則君) 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

町としましても、国民健康保険事業に関しましては、国の法律に倣い皆一律に軽減措置 等を進めていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

**○4番(藤咲芙美子君)** 私は法律というか、国の政策が全部全て正しいかということを言えば、なかなかちょっとうんとは言えないところもあるんですけれども、全てではなく、最終的な町民を救うのは町独自、町です。町独自の政策が必要なんです。国の政策はある程度の基準を置いていますけれども、その基準に合った自分の町民の政策は今どういう税収でどういう状況になっているのかという、その状況がきちんと分かっているはずですので、そこのところから町民をどう救っていくかというようなことを考えるのが町の役割だと思っております。

所得の低い国保税は産声を上げた瞬間から課税対象となります。低所得の人たち、加入者の全員の負担は重くのしかかっています。市町村ごとの所得では、44市町村中42番目の低い所得です。国保税が低いのは当然です。町民1人当たりの所得を見ると、城里町はお隣の水戸に比べておよそ100万円少なくなっています。それを他市町村と同じ課税額を求められるとすれば、当然住民の負担は重くなります。町は子育て支援を発信しアピールをしていただきたいと思います。そのためにも、他市町村に先駆けて均等割負担の軽減を表明したほうがよいのではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

[健康保険課長飯村正則君登壇]

**〇健康保険課長(飯村正則君)** 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

町としましても、今はどのような状況になっているのかというのはお話がございましたので、今回の法律改正に伴い、未就学児、対象者が102名ございます。財源的にも約150万円程度かかる見込みでおります。そういった中で、大変ご苦労されている世帯の方には微力ではございますけれども、財政支援のほうをさせていただきますので、ご理解のほうを

お願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

**〇4番(藤咲芙美子君)** ぜひよろしくお願いをしたいと思います。前向きに検討していただきたいと思っています。予算で出ているのであれば、それなりに皆さんに周知していただければいいかなと思っております。ありがとうございます。

次に移ります。

コロナ禍支援に完納要件は逆効果ではないかということで、感染防止に完納要件は削る べきということで質問をいたします。

新型コロナ感染対策として、県はアマビエちゃんの普及設置を行っています。町内の中小業者及び飲食業者も新型コロナウイルスの影響による収入減を最小限に食い止めるため、安心して利用してもらえるようアマビエちゃんの導入を考えました。この制度によって事業による収入減を食い止めるため、懸命の努力をしています。ところが、ある飲食業の業者が、この制度の申請をしようと手続に行ったところ、商工会から制度導入には税の完納証明の添付が必要だと言われました。苦しい営業であっても廃業するわけにはいきません。その飲食業の人は苦しい営業でしたから、あるいは完納証明がもらえない事情があったかもしれません。営業を続けなければ、さらに生活が苦しくなることは見えています。その飲食業の方は日々生きていくために営業することを選ばざるを得ませんでした。

アマビエちゃん導入の目的は感染防止対策です。アマビエちゃん導入に完納証明が求められるとすれば、それは感染拡大防止策としてのアマビエちゃん導入の目的そのものに反します。完納証明は感染防止に逆行します。完納証明書の添付は必要ないと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

**〇町長(上遠野 修君)** ご質問ありがとうございます。

引き続き、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

様々な経済的支援策を行うに際しまして、完納証明書の添付を町独自の制度においては 行っております。そのことによって、ずっと払っていなかった給食費を払いに来る方がい らしたり、納税の一つの契機となっていることも事実でございます。

今回のは、アマビエちゃんの登録に関する補助金について完納証明の添付を不要とすべきだというご意見でございましたが、詳細はまちづくり戦略課長より答弁させます。

○議長(関 誠一郎君) まちづくり戦略課長小林克成君。

[まちづくり戦略課長小林克成君登壇]

**○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 4番藤咲議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、アマビエちゃんにつきましては、県のほうでもアマビエちゃんの支援金のほうを 行っているところでございます。県のほうにはそのような添付書類はございませんけれど も、町独自ということで感染予防に取り組む町内事業者には新型コロナウイルス感染症予 防対策事業所支援金ということで5万円を交付しているところでございます。

それぞれの給付対象者は、町税の滞納がない者を要件としております。そのほかにも、 町独自で今回のコロナ対策で中小企業の方等にも応援給付金ということで、個人事業主に は20万円、また中小企業等の方には最大200万円までの光熱水費等の固定費の給付を行っ てきたところでございます。

それぞれの給付対象者につきましては、議員さんおっしゃるように、日々の生活の上で 事業を行っているというようなことは重々承知はしているところでございますが、行政と して様々な住民サービスを安定して供給していくためには、税というものは重要な財源で ございます。

また、町民の皆様には公平にご負担していただくということもございます。経済情勢が厳しい中にあっても、多くの納付義務者が町税等を期限内に納めていただいているということを考えますと、これらの給付金に町の町税等の滞納がない者にだけ給付すると制限を設けることは、税負担の公平性の確保のため必要であると考えるところでございます。

これまでも町の単独の補助金、または給付金におきまして、町民の生命、財産の安全に関するもの、扶助費等になりますが、そういうものには一切制限を設けてきてございませんので、今回の個人事業主等々に町のほうから補助金を給付するということにつきましては、やはり繰り返しになりますが、税の公平性からも、そのようなことで制限を設けさせていただくということで、これからも行っていきたいというふうに考えてございますので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

○4番(藤咲芙美子君) ありがとうございます。税の公平性ですね。全て税の公平性からということで答えられていくと思いますけれども。公平性ということも分からないわけではないんです。ただコロナ感染拡大防止対策と完納とは別問題ではないかと、私は思っています。

新型コロナウイルスは税の完納とは関わりなく襲ってきます。コロナ感染防止のために アマビエちゃんが導入できないとすると、それだけ感染が広がるおそれが強くなります。 アマビエちゃんの導入の目的は、新型コロナ感染防止対策だということをしっかりとわき まえていただきたいと思っています。

時間がありませんので、ちょっと続けて質問します。

完納要件を設けている自治体の中でも、分納だったらいい、分納は滞納とは扱わないと

しているところもあります。特に、分納によって滞っている税金を納める意思が確認されればアマビエちゃん導入を認めるとみなす方法は何とか取れないだろうかと思っています。 この件について、時間があれば答弁をお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) まちづくり戦略課長小林克成君。

[まちづくり戦略課長小林克成君登壇]

**○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 引き続き、4番藤咲議員さんのご質問にお答えを させていただきます。

何遍も、そのアマビエちゃん、アマビエちゃんということでご質問がございました。一例を申し上げますと、アマビエちゃん、町のほうからの給付金は先ほども申し上げましたが5万円でございます。そうした中で、一例でございますが、数万円の滞納を支払って、その後、申請して5万円を受け取ったという方も実際におりますので、そういう方も、税金を支払って5万円給付申請があったという方もおりますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思います。

また、分納につきましては、きちんきちんと納めていただいておれば、その辺は考慮しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

[4番藤咲芙美子君登壇]

○4番(藤咲芙美子君) 税金の公平性ということでもなかなかあると思うんですけれど も、税というのは、私は最終的に町と町民の信頼関係だと思っています。もちろん国民に は納税の義務というものがあります。そこには信頼関係を築いていくような誠意が必要だ と思っております。私はこの際、町民の納税の意欲を引き出す町の誠意を見せるところだ と思っております。

アマビエちゃんの5万というのは承知はしていますけれども、少ない5万であっても、高い5万であっても、されど5万です。それは受けてもらえるというよりも、私はその業者がどういう気持ちを持って、その5万を納めて、お金を借りてきて納めて、そのアマビエちゃんの導入に参加したかということは、その人は住民の安全、命を守るからこそ、そういう思いに至ったのだと思います。ですので、そういうアマビエちゃんとうたうよりも、そのコロナ感染拡大とか、コロナによるものについて命と引換えとなるような、そういう何というか、駆け引きをするようなことはあってはならないんではないかと、私はちょっと思っております。

ですので、最終の最後の答弁、何かあればお願いいたします。

○議長(関 誠一郎君) まちづくり戦略課長小林克成君。

[まちづくり戦略課長小林克成君登壇]

**○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 4番藤咲議員さんのご質問にお答えをさせていた

だきます。

先ほど分納であればというお話をしましたが、分納の場合は完納証明が出ないかなというふうに思います。猶予でしたら完納証明が出るのかなというふうには思ってございます。その全体を含めまして、その辺のところは税の公平性とも併せて、今後行っていく要綱等には検討したいというふうには思いますが、そもそもこのコロナ対策で国のほうで用意したお金、地方創生の臨時交付金、これももともとは税金でございますので、そういうことで滞納がある方にそこからの支出をどんどん行っていけば、この事業、大きな、国のほうの何兆円規模の事業も成り立たなくなっていくということもございますので、その辺のところもご理解いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

- **〇4番(藤咲芙美子君)** ありがとうございました。 これで、質問を終わりにいたします。
- ○議長(関 誠一郎君) 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。 次に、通告第2号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。 1番桜井和子君。

[1番桜井和子君登壇]

〇1番(桜井和子君) 1番桜井和子です。

通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、高齢者の足の確保について、お伺いいたします。

平成20年に導入されたデマンドタクシーは、高齢者や運転免許返納者の足として喜ばれています。しかし、今後ますます高齢化が進むことを考えると課題もあります。デマンドタクシーは町内のみの運行のため、かかりつけが町外の病院となっている方は利用することができず、足の確保に苦労しているとの声が届いております。

知り合いの方ですが、今までは町内の病院で済んでいました。ところが、突然倒れ、緊急搬送された先が水戸医療センターでした。頼りにしていたご主人も亡くなり、定期的な検査などはタクシーで行かなければなりません。往復のタクシー代が1万円を超し、薬代を含めると大きな出費となる、年金生活者には本当に大変だと話されておりました。

また、旧城北病院がかかりつけでよく入院もされていた方です。病院が水戸に移転してからもご主人の車で通院しておりましたが、ご主人も高齢となり、水戸まで運転していくことが不安になってきたようです。さらに、遠方に住んでいる息子さんから、免許を返納するよう説得されたようで、2年ほど前、かかりつけ病院に近い住まいを探し水戸に引っ越していかれた方がいるのも事実です。住み慣れた土地、長い間懇意にしていた友人たちと離れるのは本当につらいけれども、先のことを考えると仕方がないと、何とも残念そう

でした。

これから先、ますます高齢化が進んでいくことを見据え、坂東市では2年前、市外の医療機関への交通手段が欲しいという高齢者の要望に応え、医療機関2か所限定で運行を行っています。また、ひたちなか市では、今までの水戸市内に加え、JR勝田駅や産婦人科など5か所に運行範囲を拡充しました。さらに、茨城町では、デマンドタクシーの運行に加え、福祉タクシー券の交付を行っています。おおむね70歳以上の方が申請すれば、1枚1,500円を24枚交付するなど高齢者に手厚い対策をしています。そして、水戸のタクシー業界と提携しているので、利用者は行くときはデマンドタクシーを利用して、帰りの時間が読めない病院などは福祉タクシー券を上手に利用し喜ばれているようです。

大変な時代を懸命に生き抜いてこられた高齢者が病院に行く足の確保で苦労することのないよう、病院限定でデマンドタクシーを町外へ運行できないかお伺いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

**〇町長(上遠野 修君)** それでは、桜井議員のご質問に回答させていただきます。

高齢者の足の確保のためのという質問でございました。デマンドタクシーの町域外運行ということでございますが、社会福祉協議会で福祉有償移送サービスということで、町外までピンポイントで安価なタクシーサービスを展開しておりますので、そちらもぜひ利用していただきたいというふうに思っておりますが、デマンドタクシー自体の域外運行については、様々な制度的な手続もございますので、担当のまちづくり戦略課長より答弁をさせます。

○議長(関 誠一郎君) まちづくり戦略課長小林克成君。

[まちづくり戦略課長小林克成君登壇]

**○まちづくり戦略課長(小林克成君)** 1番桜井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの町長のほうからもありましたように、社会福祉協議会のほうで、ある程度限定された方、障害を持っている方ですとか、そういう方には車のほうも町外まで行けるというようなこともございます。また、車椅子の車の貸出し等も行ってございます。

そうした中で、今、議員ご質問がありましたように、いろいろな事例が生じているということも、町のほうでもある程度は承知をしているところでございまして、それと、昨年の9月から10月にかけまして、総合計画のアンケートの中にも、やはり交通手段等がちょっと不便であるというようなご意見もいただいているところでございます。特に高齢者のほうからも、そのようなご意見は賜っているところでございます。

高齢社会を迎えまして、地域公共交通の重要性はますます必要であるというふうに考えてございます。デマンドタクシーにつきましても、一例を挙げますと、利用者からのいろんなご意見がございまして、今現在、土日運行はしていないんですが、土日運行の希望と

いうようなことで、実際には、昨年令和2年度に予算を計上しまして、試行で試してみようということで計画はしたんですが、コロナの関係でその辺のところもできなかったということもございまして、今年、そのほうの実験のほうを予定しているところでございます。

町外の運行につきましても、議員のご質問をいただいてから、内部でも検討したんですが、医療機関がばらばらであるというような状況が城里町には考えられると思います。水戸ですと済生会があり、医療センターがあり、あとはこの近辺ですと大宮ですとか、県立中央病院ですとか、それをなかなか今のデマンドの中ではカバーするのはちょっと難しいかなというふうにも考えてございます。

また、茨城町のタクシー券、これにつきましてもちょっと調べてみました。タクシーの助成券ですけれども、令和2年、今現在なんですが、575名の方が申請、お使いになってございまして、今年度の実績ですと、延べで4,000人、金額にしまして560万円の方が利用しているということでございます。県のタクシー協会と契約をして、35社がそこに登録していまして実施しているということで、議員から申されましたように1,500円、24枚つづりと、1か月に1往復というような換算ですか、そのようなことで実施されているということでございます。

また、那珂市の例を申し上げますと、水戸駅と、それと京成百貨店限定でございますけれども、デマンドの運行をしてございます。これにつきましては、年間700万円ということでございまして、利用者のほうも、町内300円プラス町外に出る分300円ということで、600円ということで、今現在運行がされてございます。

デマンド交通を町外に乗り入れるといった場合に、相手方の民営圧迫にもなりますので、町のほうでは、城里町のほう交通会議というものがございまして、そうした中で、交通全般、デマンド含め、路線バスの運行等々協議をしていくわけでございますが、デマンドを町外に乗り入れるということになりますと、相手方の同じような交通会議、またそれに関わりますバス会社ですとか、タクシー協会等々と調整も必要になってきてございますので、議員ご質問の内容は、重々町のほうでも承知してございますので、そうした中で、町のほうでもどういった方法が一番いいのか、台数を増やすということになりますと、また負担が増えるということもございます。いろいろ財政的な面、また運行の形態等を考えながら、前向きに検討していきたいというふうには考えてございますので、ご理解のほどお願いしたいと存じます。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 1番桜井和子君。

[1番桜井和子君登壇]

○1番(桜井和子君) ありがとうございました。

対策を進めていく上では、いろいろな要件、障害はあるかと思いますが、本当に高齢者のために、高齢者の心に寄り添った制度を本当につくり上げていただけることをお願いし

たいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、平成30年に続き2度目の質問になりますが、入学祝いにランドセルの無償配付ができないかお伺いをいたします。

子供がすくすく成長し、小学校入学を迎えることは、親にとってこの上ない喜びです。しかし、学用品などの必要物品や上下体操服、上履き、体育館シューズなど、入学準備に係る費用は合計すると10万円近くに上っています。その出費の中で、大半を占めているのが、5万円から6万円となっているランドセルです。経済的に恵まれている家庭や、祖父母のサポートが大きい家庭ではさほど感じないかもしれませんが、そのような家庭ばかりではありません。ひとり親家庭や収入が不安定な家庭、また双子のお子さんを育てている方たち、そのような方たちにとっては10万円は大きな出費で、入学は喜びよりも大変という気持ちが先に出るのではないかと考えられます。まして今、コロナ禍で収入減になっている子育て世代の方も多いのではないでしょうか。

早い段階で始まった日立市や桜川市を初め、ここ二、三年の間に、入学時の経済的負担を軽減しようと、茨城県内では、北茨城市、高萩市、小美玉市、筑西市、つくば市、鹿嶋市、石岡市、利根町など、10の市と町で、ランドセルの無償配付を実施しており、全国的にも広がっている傾向にあります。石岡市では、ランドセルの色を、オレンジやブルーなど、5色の色をそろえ、事前申請で色を選べるなど、新入生の心に寄り添う工夫もしています。

以前、日立市が配付したランドセルで育った子供たちが、大人になり開催した同窓会は、 ランドセルの話で盛り上がったとの記事を読んだことがありましたが、同じランドセルで 育つということは、同じ思い出を持つことになり、大人になって共通した話題を持つこと は幸せなことではないでしょうか。全ての1年生が同じスタートラインに立てるように、 入学のお祝いとしてランドセルの無償配付ができないかお伺いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長(上遠野 修君) ご質問ありがとうございます。

ランドセルの無償配付について、2回目の質問をいただきました。今回、このランドセルの無償配付につきましては、前回も質問いただきましたので、その後アンケート調査等を行い、教育委員会で検討を進めているところでございますので、教育委員会から詳細は答弁させます。

○議長(関 誠一郎君) 教育長髙岡秀夫君。

[教育長髙岡秀夫君登壇]

**〇教育長(高岡秀夫君)** 桜井議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和元年10月に、当時の町立小学校1年生の保護者に対して、113名アンケート調査を 行いました。その中で97名、約86%の保護者の方から回答をいただきました。 まず、ランドセルの購入者については、祖父母からが約74%、両親が約24%でございました。購入価格については、1万円から2万円台が3%、3万円から4万円台が約18%、5万円から6万円台が約68%、7万円以上が10%という結果でございました。

購入したランドセルの色については、黒が最も多く、次に茶色、赤、紫、ピンク等の順番でございました。

最後に、ランドセルの無償配付については、賛成が約84%、反対が約13%、どちらとも 言えないが3%でございました。

保護者からの賛成の意見を幾つか申し上げますと、無償配付はありがたい。入学時にお金がかかるので、とてもよいと思う。色も選べるなら子供も納得するのではないか。先ほど議員さんがご指摘されたようなことと関係するかと思います。最近のランドセルはデザインが多様でございまして、どれを選んでいいのか子供は分からない。それで、統一的に配付してもらえるとよいと思う。こういう意見がございました。

また、反対の意見としては、無償配付はありがたいが、色やデザイン、金額にこだわる人もいると思う。また入学前にランドセルを選んで小学生になる楽しみが増え、子供の緊張や不安が和らいで、小学校への期待感が非常に増す、そういう部分もあると思う。無償配付はよいと思うが、画一的に同じランドセルという点に反対等の意見がございました。その他の意見としては、祖父母が孫とランドセルを選び、プレゼントすることが楽しみであったり、よい思い出にしているので、下にも子供がいたとすれば反対するかもしれないなどの意見がございました。

現在、県内の市町村でランドセルを支給しているのは、議員さんがご指摘のようにありましたが、13市町でございました。来年度から結城市でも検討しているということでございます。

小学校入学を迎える新1年生はもとより、保護者やご家族の方々にとっても、新しい学校生活に対する期待と不安で胸がいっぱいになっていることと思います。そんな中でランドセルを支給することは、保護者やご家族にとってうれしいことではありますが、ランドセルの無償配付については、長所や短所、先ほど申し上げました理由等々、様々な考えが保護者やご家族の方々にあると思います。そういうことですので、県内市町村などの先行事例の調査や学校保護者の皆様からのご意見を参考にしながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

〇議長(関 誠一郎君) 1番桜井和子君。

[1番桜井和子君登壇]

○1番(桜井和子君) ありがとうございました。

無償配付ということに対して、賛成が80%を超えるということは、本当に皆さん無償配付を望んでいる人が多いということですよね。ですので、その色とかいろんな様々な反対というそういう意見も、石岡市のように色をそろえたりしながら、本当に全ての1年生が、

本当に同じ思い、立派なランドセルを買ってあげられなかったという、そういう家庭がないようになればいいなという思いで、また2度目の質問をさせていただきましたので、本当に前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、新ごみ処理施設についてお伺いいたします。

かねてより建設工事が進んでいた新ごみ処理施設で、火入れ式が行われた様子が、広報 しろさと2月号に掲載されておりました。いよいよ4月より本格稼働の運びとなります。 その件につきまして、使用開始に伴う新たなごみ分別について、3点お伺いいたします。

新しい施設の開始と同時に、ごみ分別の仕方も変わると考えておりましたが、今回は従来どおりと伺いました。焼却炉延命のためにもごみ分別は大切なことだと思います。ごみの分別はいつから変わるのか。またどのように変わるのかお伺いいたします。

また、来年度から一般家庭から出る生ごみを減量するための生ごみ処理機などの購入に補助金が交付されると伺い、大変うれしく思っています。私ごとですが、20年ほど前から、生ごみ処理機とコンポスト容器を愛用しております。台所から出る野菜のくず、魚の骨などを電動式の生ごみ処理機に入れると、さらさらとした土のようになり、野菜づくりやプランターでの花づくりの堆肥として活用しています。コンポスト容器は、EM菌でぼかしをつくり、野菜などの生ごみと交互に投入し、熟成した後は畑に埋めるなどして土づくりにも役立っています。コンポスト容器から出た液肥は、浄化槽に入れたり、薄めて液肥として活用しています。

捨てればごみ、生かせば資源と言われていますが、90%が水分の野菜くずを生ごみ処理機やコンポスト容器などを使うことにより資源となるだけでなく、焼却炉の延命、さらには循環型社会の構築にもつながるのではないでしょうか。

そのためにも、多くの町民の皆さんが活躍してくれるよう、購入に補助金が交付される 生ごみ処理機の普及に力を入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点になりますが、答弁お願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

**〇町長(上遠野 修君)** 桜井議員より引き続きご質問をいただきました。

新ごみ処理施設の建設に伴い、さらにリサイクルを進めていくことは大変重要なことだと考えております。ごみの分別につきましても、今まで以上に細分化して、より一層リサイクル率を高めていく予定ですが、具体的な計画等につきましては、町民課長より答弁をさせます。

〇議長(関 誠一郎君) 町民課長雨宮忠芳君。

[町民課長雨宮忠芳君登壇]

**〇町民課長(雨宮忠芳君)** 1番桜井議員の質問にお答えいたします。

ごみの分別については、現在町では資源化率が11.8%となっており、全国平均20.2%、

県平均22.8%、いずれも下回っている状況です。町の排出ごみの成分は、可燃ごみの組成率で紙・布類が22%、ビニール・ゴム等は17.8%となっており、資源として回収できる紙やプラスチック容器などの資源物が多く含まれることが分かりました。そこで、本年度11月より、常設の回収場として町内4か所にリサイクルボックスを設置して、資源率の向上を図り、現在まで13.1トンの資源ごみの回収を行ってまいったところであります。

今後の分別収集につきましては、城里町一般廃棄物処理基本計画において検討した結果、町民の皆様にもあまり負担をかけずにできる布類とプラスチック容器包装等を追加して、 資源化率の向上を図ります。あわせて常設の回収場として、リサイクルボックスの増設等 も検討してまいります。

なお、スケジュール等ですが、実際のスケジュールにつきましては、環境センターのストックヤードが整備になってからですので、令和4年度に住民説明会やモデル地区等の試験回収を実施し、令和5年度からの本格導入を検討しています。

あと、生ごみ処理機なんですが、それは広報紙とかホームページとかで広報しながら、 この説明会等でもやっていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。 以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 1番桜井和子君。

[1番桜井和子君登壇]

○1番(桜井和子君) ありがとうございました。

次、周知についてお伺いしたかったんですが、今、説明会ということで、ちょっとお話 させてもらいます。

ごみの分別は、町民の皆様の力をお借りしなければなりません。町民の皆様が理解して、納得できるよう、ごみの分別やごみの出し方の周知徹底が大事となってくるかと思います。 具体的に周知について、どのように考えているかお伺いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町民課長雨宮忠芳君。

[町民課長雨宮忠芳君登壇]

**〇町民課長(雨宮忠芳君)** 引き続き、1番桜井議員のご質問にお答えします。

周知についてですが、町民の皆様にご協力いただき、回収段階でも可能な限り分別に取り組み、収集頻度を高めながら資源化に努めたいと、これは重要なことですので、収集頻度の変更として、紙類を年4回から月1回、プラスチック類を月2回、布類を月1回というような形で変更になるのも検討しているんですが、その周知については、令和4年度に説明会、各地区を歩いて説明会の実施と、広報紙とか回覧等もチラシ等も配りまして周知していく予定です。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

# ○1番(桜井和子君) ありがとうございました。

本当にこのごみ分別が変わるということは、今までどちらかというとずっと同じ出し方で来たのが変わると、煩わしさも町民の皆さん感じると思います。本当に丁寧な説明と、本当に納得できるいろんな質問、課題も拾い上げたりしまして、本当にスムーズに対応ができるようによろしくお願いいたします。

最後に、二酸化炭素の削減につながるごみ袋の改善についてお伺いいたします。

地球温暖化や気候変動の大きな要因となっている二酸化炭素は、世界的な経済成長や人口の大幅な増加に伴い年々排出量を増やし続けてきました。今、地球温暖化に対する二酸化炭素の削減、プラスチックごみの削減が世界中に求められている中、環境への配慮から、植物由来の素材を家庭用の指定ごみ袋に採用する自治体も出てきています。植物由来のごみ袋が広く使われれば、製造過程で石油の消費量を減らせるほか、焼却した際の二酸化炭素の排出量の削減にもつながります。新潟県南魚沼市や湯沢町では、米由来のごみ袋を導入したところ、市民の環境問題向上にもつながっているということです。今までのビニール袋ではなく、二酸化炭素削減につながるごみ袋の改善も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長(関 誠一郎君) 町民課長雨宮忠芳君。

[町民課長雨宮忠芳君登壇]

○町民課長(雨宮忠芳君) 1番桜井議員の質問にお答えいたします。

ごみ袋の改善につきましては、環境関連のニュース等でも取り上げられていて、大きな 社会問題となっております。将来に影響を及ぼす環境問題と経済を比較することはできま せんが、現在のところ、価格差が大変大きいものがあります。今後の検討課題とさせてい ただきますとともに、周知徹底というか、町民の意識の高揚等も含めて検討してまいりま す。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 1番桜井和子君。

[1番桜井和子君登壇]

○1番(桜井和子君) ありがとうございました。

45リットル20枚で1,000円という、そういう植物由来の袋も出てきているところもあるようです。環境は子孫に残すものです。どうすれば町民の皆さんの環境問題意識が高まるか、そういうことも検討していただくことをお願いいたしまして、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長(関 誠一郎君) 以上で1番桜井和子君の一般質問を終結いたします。 次に、通告第3号、2番加藤木 直君の発言を一問一答方式により許可いたします。 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

## ○2番(加藤木 直君) 2番加藤木 直でございます。

まず、一般質問を始める前に、城里町発展のためにご尽力をされました初代町長であります金長義郎様が2月15日にご逝去なされました。謹んで哀悼の意を表したいと思います。また、町執行部の皆様におきましては、コロナ禍の中、鳥インフルエンザ発生に伴い、24時間体制で任務に当たられ、大変ご苦労さまでございました。衷心より御礼を申し上げたいと存じます。

それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の会長でありました森会長、現在では、前会長ということですけれども、女性蔑視発言は男女共同参画に反したもので、会長辞職を余儀なくされました。

昨日もクリエイティブディレクター佐々木 宏さんが、女性タレントの容姿を侮辱するような案に批判が続出し、橋本会長のほうに辞意を伝えたというような報道がございましたけれども、そこで、町のほうの男女共同参画基本計画についてお伺いをいたしたいと思います。

現在行われている第3次基本計画の推進、そして、進捗状況についてお伺いしますけれ ども、平成29年3月に策定をされておりまして、5年後となると来年だと思いますが、来 年第4次の計画が策定されると思います。そこで、現在までの実績と成果をお伺いしたい。

この計画書の第3章の1番目に、基本理念である「男と女がともに輝くまち」しろさと」、2番目として基本的な4つの視点が書かれております。3番目には強調すべき5つの視点、4番目には4つの基本目標、こういったもので構成をされているわけであります。中を見ますと、本当にすばらしい基本計画だと思います。

そこで、この4番目の基本計画どおりに行われているとは思いますが、その基本目標の 達成のために何を行って、どのような成果があったのかをお伺いをしたいと思います。

まず、1つ目に基本目標の人権尊重と男女平等の意識づくり、目標、指標があります。物事を判断したり、評価したりのいわゆる目印ですけれども、この指標がありまして、男は仕事、女は家事・育児をすると回答した町民の割合を、平成28年度の調査では9.6%であったと。それを令和3年度には5%までに減少させる、目指す、そういった目標があります。町の広報紙やチラシ、ホームページ等で男女共同参画に関する情報提供につながる啓発を図っていくんだということでありますけれども、実際にどのように啓発を図ったのか、まず、第1点これをお伺いします。

次に、第2点目、男女が平等と感じている町民の割合、28年度の調査では14.2%だった。 令和3年度には20%を目指す施策としては、講演会等を開催というふうにありますけれど も、実際この講演会の内容等はどのようなものを行ったのか。またこれから行うのかもし れませんけれども、これをお伺いします。

次に、第3点目、地域活動における男女平等意識の醸成、意識づくりをみんなが醸し出

すというようなことですけれども、多世代交流による地域活動の促進計画では、職員の研修強化などがあり、町職員を対象に率先して男女共同参画の研修会を設け、意識の高揚に努めるとあります。どのような研修会を行っているのか。何名の参加でどのような研修内容であったのかお伺いしたい。

4つ目、基本目標の2番目ですけれども、男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり、これは取組方針について、指標目標の農業に取り組む家族経営協定締結世帯、これが28年度は20世帯、それを令和3年度には30世帯まで増やすというふうにありますけれども、現在何世帯が締結をされているのかお伺いをしたい。また、地区別に分かればお伺いをしたいと思います。

それでは、もう一点、5点目、基本目標2番目の取組方針の2の施策の方向1の雇用における男女共同参画の推進、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保や、就職、再就職支援を図るため、町民に対して広報紙により周知、啓発とありますが、この啓発はどのような方法で周知、啓発を行ったのか、これを5番目にお伺いしたいと思います。この5点をお願いいたします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

**〇町長(上遠野 修君)** ご質問ありがとうございます。

2番加藤木議員のご質問に回答させていただきます。

第3次男女共同参画基本計画についてのご質問でありました。平成11年に施行されました男女共同参画社会基本法におきましては、市町村においても、当該区域における総合的な計画を定めるよう努めなければならないとされていることから、本町においても計画を策定しております。

第3次計画は平成29年から令和3年度までの計画となっており、来年度が最終年度となっております。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策については、広範多岐にわたっており、庁内の様々な部署において推進しております。

5つの点について、実績等のお尋ねがありましたので、総務課長から具体的に答弁させます。

〇議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

○総務課長(鯉渕和己君) 2番加藤木議員さんからのご質問でありますけれども、まず、 1番、基本目標1の実績はどのような啓発を図ったのかということでありますけれども、 まず初めに、町民への啓発ですけれども、内閣府など関係機関から送付されましたチラシ やポスターを公共機関に設置、掲示したほか、町ホームページでの啓発を行ってまいりま した。

次に、講演会等の開催、内容ですが、今年度はコロナウイルス感染症の拡大により実施

できませんでしたけれども、計画期間中、毎年多様な考えや生き方をテーマとした映画上 映会を開催してまいりました。

次に、職員の研修でありますが、役場組織における職員研修については、職員一人一人の資質向上や能力開発を図るため、茨城県自治研修所が開催する階層別研修をはじめ、各種研修に毎年30人程度出席しております。また、町独自の研修についても、年2回程度実施しており50人ほどが参加をしております。

男女共同参画に関する研修については、単独の研修会は行っておりませんが、階層別の 研修や人権に関する研修の中で行われております。

次に、家族経営協定についてでありますが、こちらは農業委員会の事業になりますけれ ども、現在40世帯が締結を結んでいると伺っております。

最後に事業所への啓発ですけれども、ハローワークなど関係機関から送付されたチラシやポスターを公共機関に設置、掲示したほか、町広報紙への掲載により啓発活動を行ってまいりました。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

〇2番(加藤木 直君) 分かりました。

2番目の男女が平等と感じている町民の割合という部分なんですけれども、ただいま映画会等を行ったということなんですけれども、これは映画の中身の内容なんですけれども、内容はどのような内容なのか、分かれば教えていただきたい。それから、参加された人数、これについてもお伺いをいたしたいと思います。映画の内容を教えてください。

〇議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

- **〇総務課長(鯉渕和己君)** 申し訳ございません。今年度実施しておらず、その前年度なので、ちょっと今、持ってきていないんですけれども。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

**○2番(加藤木 直君)** 今年度は実施していないということは、前年、その前の年はやっているんですね。じゃ、後でどのような内容のもので、それがこの男女平等と感じている町民の割合、こういったものの意識の中にどのように影響されている映画の内容なのかということを後でお伺いをしたいと思います。それは、じゃ、ちょっと資料がないということであれば結構です。

実際に中身を見ますと、本当にすばらしいんですよ。ただ、これをちゃんとやると、やっぱりかなりの労働力がかかるかなという部分ではあります。それで、今後第4次計画というものを作成するに当たって、来年つくるんでしょうけれども、何をメインに計画をさ

れるのかお伺いしたいと思います。お願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

○総務課長(鯉渕和己君) 引き続き、2番加藤木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

これからつくる第4次計画の中身ということでございますけれども、男女共同参画、いずれにしましても、町民一人一人の意識の問題かというふうに捉えております。そんな中で、前回の3次計画のときもそうですけれども、アンケート調査等を実施して、それに見合ってどうするのかという検討をしたものだと聞いております。今年度というか、3年度につきましても、アンケート調査実施とか、その辺を踏まえて、またどこに重点を置くべきかは今のところまだ決まっておりませんけれども、その辺の中で決定していきたいと思っております。

〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

○2番(加藤木 直君) 分かりました。

できるだけ実現可能な計画をつくっていただきたいと思いますけれども、4年間の実績成果を伺ったわけですけれども、基本計画、本当に先ほどからも言いますけれども、立派な基本計画ですよ。でも、これ実際にやらなければ無駄だし、基本計画、こういったものをつくることだけが目的で、それがつくった後はもう終わったで、大した中身も具体化していかないということになれば、実効性なければやらないほうがいいと私は思います。それは無駄な時間の浪費、税金を無駄なお金を使うだけだということなので、薄っぺらでも何でもいいですから、実行可能な中身の詰まったこういった計画書をつくっていただきたいなと思います。

今までも、いろんな計画書を見ますと、町の総合計画なんてこんなのもありますけれども、実際に予算化するときに、その総合計画に沿った中で、やはり予算なんかが動いているわけではないと思うんです。日々目の前のことだけで、予算化しているというのが現実ですから、これ。ですから、こういった町の総合計画についても、やはり実現可能な、しかも、やはり目的を持って、ビジョンを持った中でそういうものを実現可能な実効性のあるものをつくっていただきたいなというふうに感じております。幾ら着飾っていても、中身が伴わないとこれは本当に格好よくないよね。ですから、質素であっても中身のしっかりしたものをつくっていただきたいなというふうに思っております。

それから、町は、聞くところによりますと、事業評価はやっているんですか。この事業評価などをしているというふうに聞いているんですけれども、この男女共同参画基本計画事業は、事業評価の結果というのはどうだったんですか、これ。ちょっといいですか、伺います。

〇議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

- ○総務課長(鯉渕和己君) 引き続き、2番加藤木議員のご質問にお答えをいたします。 事業評価ということですけれども、本定例会に報告しました令和2年度城里町行政評価 報告書にありますように、事業の方向性はA評価ということで、拡充。それから、予算の 方向性についてはB評価ということで、現状維持となっております。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

- **〇2番(加藤木 直君)** じゃ、A評価ということは、その成果がある程度出ているというふうに思ってもいいんですか。そのAの評価というのはどういう意味ですか。
- 〇議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

- ○総務課長(鯉渕和己君) 引き続き2番加藤木議員のご質問でありますけれども、事業の方向性については、現在のままか拡充してさらに進めていくという評価であります。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

**〇2番(加藤木 直君)** そうしますと、これをさらに押し進めていくという部分でのAという、その方向性。当然この男女共同参画は今後押し進めていくというのは、それはよろしいかと思うんですけれども、最後になりますけれども、まず実効性のあるものをつくっていただきたいというふうに思います。

1番目については以上です。

**〇議長(関 誠一郎君)** 加藤木君、ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後1時から、2番加藤木 直君の2番、請願、陳情等の処理状況についてから一般質問を再開します。

午前11時54分休憩

午後 0時57分開議

○議長(関 誠一郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、健康保険課並びに総務課より発言を求められておりますので、この際これを許可 いたします。

まず、健康保険課。

健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

**○健康保険課長(飯村正則君)** 先ほど4番藤咲議員のご質問で、健診で聴覚検査についてのご質問がありました。町の健診で検査を行っていると答弁させていただきましたが、

正しくは、町で行っている健診では聴覚検査は実施しておりませんでした。 おわびして訂正させていただきます。

〇議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

○総務課長(鯉渕和己君) 休憩前の2番加藤木議員さんからのご質問の中で、上映してきた映画のタイトルはというご質問でありましたが、令和元年は「はなちゃんのみそ汁」という作品でございます。内容につきましては、父子家庭の子育てと家族愛というのがテーマになっております。300名の方の参加がございました。ちなみに平成30年が「北のカナリアたち」、平成29年が「愛を積むひと」、平成28年が「あん」という作品を上映しております。

以上です。

○議長(関 誠一郎君) 引き続き2番加藤木 直議員の一般質問から始めます。 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

**〇2番(加藤木 直君)** それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきたいと思います。

ただいま総務課長より、午前中の映画の内容はどういうものかということで答弁ございましたけれども、これ全ての、「北のカナリア」とか、「あん」、何とかのみそ汁という、こういったもの全て男女共同参画とある程度関わり合いがある内容のものだということで、中身はちょっと分からないんですけれども、理解してよろしいでしょうか。

それから、職員の研修会を行われたということなんですけれども、50名ぐらいということなんですけれども、この内容については、男女共同参画とは全く関係のないものなのか、それに関わるものをやったのか、ちょっと中身分かれば教えていただきたいと。

○議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

- ○総務課長(鯉渕和己君) 職員の研修ということでございますけれども、先ほどもお話ししましたように、男女共同参画に関係するというか、そのものの研修というのはあまりございませんで、例えばその研修の中にセクハラとかモラハラとかパワハラとかが入ってきたりというような研修が、延べ五十何人で行ったということでございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

〇2番(加藤木 直君) 分かりました。

ということは、男女共同参画のこの部分をどうこうと言って、それを重点的に説明するような研修会ではなかったと。一般的な職員の研修会ということで理解してよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、午前に引き続き、2番目の請願、陳情、発議等の処理につきまして、お伺い をいたしたいと思います。

議会では、議案とか報告とか、もとより請願、陳情、そして議員発議などがございます。 住民代表の議会でございますので、過半数のものが可決したものであり、これは執行部と いたしましても、尊重しなければならないのではないかなというふうに思っております。

私が議員になりましてから、平成30年からのもので、平成30年の6月定例で請願第1号、このときに、錫高野の黒澤止幾生家保存に関する請願が提出をされております。趣旨採択ということで、この趣旨採択の意味なんですけれども、気持ちは分かりますけれども、ちょっと難しいよねというのは、この趣旨採択という意味でございます。非常に言葉が曖昧で、あまり使うべきではないと議員必携にも書いてありますけれども、とにかく議会としては、採択しかねるという意思表示をしております。

その後の採択、それから、可決等でございますけれども、陳情、請願、発議について、何点か出されております。平成31年3月定例で採択されております陳情第1号 ビーフライン早期開通のための県への要望書提出の陳情、2番目に令和元年12月の定例で採択をされております陳情第7号、国道123号線沿い、那珂西地区ですけれども、地盤の振動に関する陳情、3番目に、令和2年9月、昨年の9月ですけれども、定例で採択されております請願第2号、0207号線と1526号線の交差点、この交差点の信号機設置と横断歩道の整備を求める請願が出ております。

この以上3件について、今後どのような対応、また現在どのような対応をされているのか、処理をするのか、現状はどういうふうなのかお伺いをいたしたいと思います。お願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長(上遠野 修君) 2番加藤木議員のご質問に引き続き回答させていただきます。 過去3年に議会において採択された請願等のうち、町行政に関するものとしては、陳情 2件、請願1件、議会による決議1件、計4件であると認識しております。

国・県あるいは警察署等に関するものにつきましては、それぞれ要望活動を行っております。町に関する件につきましても、内部で検討しております。詳細につきましては、それぞれ各担当課より答弁をさせます。

〇議長(関 誠一郎君) 都市建設課長大津好男君。

[都市建設課長大津好男君登壇]

**〇都市建設課長(大津好男君)** 2番加藤木議員さんへの町長の補足説明ということで、 詳細について説明させてきます。

まず、平成31年3月分、ビーフライン早期開通のための県への要望書提出の陳情についてでございますが、ビーフラインについては、従前より茨城県に対して、要望活動を毎年

実施しておりましたが、その時点で採択された陳情、要望も含め、即座に茨城県土木部長に要望活動をするとともに、地域の区長さん等も伴った県議会への要望活動も実施を行いました。その結果、現在ご存じのとおり、当該路線に関する道路改良工事が鋭意実施されているところでございます。

続きまして、令和元年12月、陳情第7号 国道123号線沿い(城里町那珂西)振動に関する陳情についてでございますが、こちらについても、県が管理する国県道についての維持管理に関する陳情については、こちらも従前より区長をはじめ、町民の方々、また通報者からの要望、苦情等も含め、即座に道路管理者である茨城県に対して要望を実施しております。この当該路線の一部については、一部舗装修繕工事を実施していただいたところなんですけれども、城里町における国県道の総延長が長いこともありまして、なかなか全ての要望に応えることができておりませんが、今後とも、道路管理者である茨城県と連携しながら、対応していきたいと考えております。

以上、都市建設課所管分の説明でございます。よろしくお願いします。

○議長(関 誠一郎君) 町民課長雨宮忠芳君。

[町民課長雨宮忠芳君登壇]

〇町民課長(雨宮忠芳君) それでは、町民課所管分として、交通関係で請願1件の件ですが、町道0207号と町道1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願については、令和2年10月19日付城里町民第462号にて、茨城県笠間警察署長小島芳幸様宛て関係書類を添えて要望いたしました。結果につきましては、令和2年10月2日付の城里議第66号 請願結果の請求についてでの請求に基づき、城里町議会宛てに令和2年11月5日付、城里町民第478号 請願処理結果の報告についてにより報告したところであります。また、あわせて請願申請者の代表にも、書面をもって報告済みであります。

以上です。

○議長(関 誠一郎君) 都市建設課長大津好男君。

[都市建設課長大津好男君登壇]

**〇都市建設課長(大津好男君)** ただいまの町民課からの交差点についての補足でございますが、先日の予算委員会でも一部説明しているところでございますが、道路の維持事業として、交差点内部の安全施設等の整備を令和3年度に道路維持の中でできる範囲として実施する計画をしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

○2番(加藤木 直君) ありがとうございました。

一部工事を行っている。もしくは現在進んでいると。それから、請願、陳情行っている ということなんですけれども、正直言ってなかなか進まないものが多くあると思います。 そういった中で、お願いする側はどうしても今か今かと待っていると思うんです。何らかの回答をしていただきたいと思うんです。できるものはできると、中にはできないものあると思うんです。できないものはできないと、また、その訳をちゃんと言ってあげたほうがいいのかなというふうに思う訳でございます。

それでは、2番目の最後になりますけれども、これは陳情、請願ではございませんけれども、昨年、令和2年12月定例会で、全会一致で可決をいたしました議員発議第7号の城里町職員の給与に関する規定を見直し、管理職手当の不公平を是正する決議について、この件について現状どのように対応されているのか、今回の予算のほうにのっているのかどうか、これについてもお伺いをしたいなというふうに思います。お願いします。

○議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

- ○総務課長(鯉渕和己君) 2番加藤木議員さんからのご質問でありますけれども、決議 1件につきましては、管理職手当の是正に関することであると思います。令和2年12月の 議会定例会において、3番猿田議員の一般質問にお答えしたとおり、地方自治法に規定さ れていますその職務ないし勤務体系の特殊性に鑑みて支給しております。したがって、当 町では城里町職員の給与に関する規則において、管理職の責務に応じて適正に反映してい るところでございます。
- ○議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

**○2番(加藤木 直君)** 適正に行われているということなんですけれども、これ、私たちから見ると、議会から見ると、全会一致でこれを直したほうがいいということになっているんですけれども、適正とは思わないんですよね、正直言って。どうなんですか、町長。答えてください。どうしてこのような差をつけるのか、格差をつけるのか。お願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

**〇町長(上遠野 修君)** それでは答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、管理職手当につきましては、その職務ないし勤務形態の特殊性に鑑みて支給しております。したがって、当町では、城里町職員の給与に関する規定におきまして、管理職の職責に応じて、適正に反映しているところでございます。

〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

**○2番(加藤木 直君)** これ規定に基づいているということなんですけれども、その規定は、昔はたしか本俸の12%とか、そういうことでやっていたと思うんですけれども、じゃ、いつから変わったんですか、これ。変更されたのは何年の何月ですか。教えてくださ

11

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

- **○町長(上遠野 修君)** 事前にちょっと通告がありませんでしたので、何年何月かは、ちょっと今分かりませんが、例えば議員内部の役職の手当とか、誰が幾らもらっているかということについて、執行部側、突然この人の手当よりこの人の手当のほうが高いのがいいとか悪いとかということは、私も申し上げませんし、逆に、執行部内部の各職員が、職責に応じてもらっている手当について、その金額について、議会のほうから一方的にこれをこうするああするということは、お互い基本的には内部の人事給与のことについては、お互いあまり干渉しないというほうが、お互いのためによいのではないかと思います。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

**○2番(加藤木 直君)** いや、お互いに干渉しないとか、そういうことじゃなくて、やはり公平さに欠ける。ある人が、みんな言っているけれども、議会対応がないだろうとか、議会での答弁とかそういう議会対応がないからだとか、そういうことじゃないと思うんだよね。だって議会対応云々だったら、あそこにいる、これ指差したらまずいですけれども、あそこにおられる事務局長なんかこんな大変な議員面倒見ているんですよ、これ。何倍もらえばいいんですか、そういうことだったら。だから、そういうことじゃなくて、しかも、これ役職、場所を指しちゃうかもしれませんけれども、役職でやるんだったら、例えば会計課は会計管理者ですよ。昔の収入役ですよ。重いんですよ、職責が。ほかの市町村だったらもっと高いところありますよ、見たら。これ設定の仕方間違っているんじゃないですか。お答えください。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

- **〇町長(上遠野 修君)** 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、管理職の手当につきましては、管理職の職責に応じて適正に反映しているところであります。人事に関しては、例えば市町村の公平委員会とか、様々な不服申立て機関がありますので、そういったところで、政治的ではなくて、公平な第三者によって、もし紛争があれば処理されるべきもので、個々の役職のポストに関する給与について、政治的な議論をするべきではないのではないかと思います。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

**O2番(加藤木 直君)** やはり議会でみんなで決めたものは、その意思をある程度尊重 して、自分の意に沿うものだけを優先的にとかそういうことじゃなくて、やはり議会と執 行部は両輪じゃないですか。それはそういうところまで干渉するなと言われますけれども、 とても見ていて納得ができないから言っているんですよ。職員の中でも、やはりいいんじゃないかと思う方もいるかもしれません。自分がそうだったらどうなんですか、実際。結構、もう。

次の公用車についてお伺いします。

公用車、車といえば、近年高齢者の事故がよくテレビ等で報じられておりますけれども、交通事故が減少しないなと思っていましたら、県内のこれ交通事故の件数を見ますと、20年前、平成12年の2万5,429件が令和元年には3割程度の7,447件に減っているということで、かなり減っています。死亡事故も同じく20年前の3割程度になっていると。そうすると、20年前と何が違うのかなというと、やはり車の性能、昔は速さ、いわゆるスピードを求めておりましたけれども、そういう時代から安全性を追求するような時代になってきたのかなというふうには思っております。それでも交通事故は車を運転していれば起きます。事故が起きれば、起こした者も周りも家族も大変な思いをいたします。小さな事故でも大きな事故でも起きないほうがいいんです。そのような事故がないように公用車を運転する場合は、道路交通法を遵守して事故防止に努めていただきたいというふうに思います。

それでは、早速お伺いいたします。

道路交通法に基づき、一定台数以上の自動車を使用する事業所におきましては、安全運転管理者、また副安全管理者を選任して公安委員会へ届け出るというふうになっておりますけれども、安全運転管理者、副安全管理者の選任はされているのかどうかをお伺いします。

2番目に、届出は公安のほうにされているのかどうか。また、安全運転管理者は誰がなっているのか。それから、副安全管理者は何名おられるのか。安全運転管理者に対する講習等は受講しているのか。この5点についてお伺いします。

〇議長(関 誠一郎君) 総務課長鯉渕和己君。

[総務課長鯉渕和己君登壇]

○総務課長(鯉渕和己君) ただいまの2番加藤木議員さんからのご質問にお答えいたします。

安全運転管理者とはということですけれども、おっしゃられたとおり、道路交通法第74条の3第1項によりまして、一定台数以上の自動車を使用する事業所において、安全管理者の責任を明確にし、道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図るために道路交通法に定められた制度でございます。

選任を必要とする事業所でありますが、これは自動車5台以上を使用している事業所は、 自動車使用の本拠ごとに選任することになっています。それと副管理者でありますが、自 動車20台以上を使用している事業所で20台ごとに1名ということです。

管理者の届出はしているのかということですけれども、こちらはしております。それと 講習会でありますが、年に1回実施しているわけですけれども、こちらも受講をしており ます。誰がなっているかということですけれども、役場としましては、私がなっておりま す。副管理者には総務課の堀口補佐がなっております。それと事業所ごとということであ りますので、水道課長も管理者になっております。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

○2番(加藤木 直君) ありがとうございます。

副安全管理者なんですけれども、今聞くところによると2名ということなんですけれど も、車の台数百五、六十台ありますよね。実際に160台あれば当然8人ぐらい、七、八人 は必要かなと思うんですけれども、2名でよろしいんですか、副管理者。

城里町の公用自動車の管理規程というのをちょっと見ているんですけれども、ここに副 安全管理者という部分がないんですけれども、ほかの大洗とかは副安全管理者が入ってい るんですけれども、ちょっとこういうのも、ある程度中味も整備したほうがよろしいんじ ゃないかなと、公用車の管理規程ですね、そういうふうに思います。

ちょっと私も調べてみましたら、何か、届出をしなかったり、ちゃんとやらない場合には罰則等もあるということです。ですから、道交法にちゃんと従った中で、こういった管理規程のほうも整備をしていただきたいというふうに思います。

道路交通法に従いまして、安全には十分に注意を払っていただきまして、業務のほうに 当たっていただきたいと思います。

次に、ドライブレコーダー、毎回私、質問をしておりますけれども、ドライブレコーダー、これはなぜ装着していないんでしょうか。

〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

- ○財務課長(舩橋行子君) 2番加藤木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。 ドライブレコーダー取付け状況につきましては、これまでもご質問をいただきまして、 令和元年度は3台、令和2年度は3台に装着しまして現在6台に装着しているということ でご回答をさせていただいております。これまで全課使用の共有車を優先的に整備するこ ととさせていただいておりますけれども、加藤木議員さんからのご質問等も踏まえまして、 今後は新車を購入した公用車につきましては、全てドライブレコーダーを導入する方向で 進める予定でございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

**〇2番(加藤木 直君)** 新車に取り付けるというのを前にも言っていましたよね、たしか。今回初めてじゃないと思うんですけれども、それに新車じゃなくてもドライブレコーダーつきますよ、これ、十分。安いものだったら数千円からありますので、ちょっとつけ

ないと今後どうかなというふうに私は思っています。

昨年の12月19日土曜日の茨城新聞の記事ですけれども、行方市の公用車に搭載されているドライブレコーダー、この映像を捜査や犯罪抑止などに向けた迅速な対応に生かそうと、同市と警察署がドライブレコーダー映像データの提供に関する協定を結んだというのがありました。私、これ読んだとき、ちょうど一般質問の後だったので、当然予算の時期でもあるし、私の言っていることが少しは分かってもらえて、予算に反映できるのかなというふうに自分なりに思ったんですけれども、私が言っているから意地張ってやらないというわけじゃないですよね。絶対にやらないんですか。金額的には微々たるもんですよ、町長。どうしてもやりたくない。

それから、昨年ですか、環境センターの汚泥を運ぶ2トンのダンプ1,400万の予定だったもの、これ現在稼働していますか。多分もう稼働されていると思うんですけれども、2日に一度は運んでいるということで、当初申請があって、それを最終的に買われたんですけれども、こういったものはやはりもう2日に一遍は走るんですから。しかもどういう事故が起きたかというのは、やはりドライブレコーダーをつけていないと何かあったときに大変なんじゃないかと思うんです。2トンダンプついていますか。

○議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** 町民課の衛生センターですね、そちらのほうになりますけれ ども、ダンプのほうにつきましては、ドライブレコーダーが装備されております。 以上でございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

**○2番(加藤木 直君)** よかったです。1台でいいんですよ、つけるのは、車に。2つも3つも要りませんから。ああ、それじゃ、よかったです。ありがとうございます。

やはり稼働率の高い車に装着しなければいけないということで、ちょっと私もいろいろネットで調べてみますと、30年の2月に愛知県の一宮のほうで、それから令和2年の1月には千葉市、令和2年の6月には広島の三次市、それから令和2年の8月5日には愛知県の碧南市、高浜市、こういうところが検索すると、こんなにいろんな町や市が警察とドライブレコーダーの映像情報の円滑な提供に関する協定というのを結んでいるんですよ、もう。

ですから、いちいち町長もよく広報紙などに出ていますけれども、このような協定を結びましたなんて写真入りで町長出ているじゃないですか。それもいいんですけれども、そういうパフォーマンスじゃなくて、やはり町民とか職員とか、そしてこの町を思ってのそういった協定というか事業をしていっていただけたらなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長(関 誠一郎君) 以上で2番加藤木 直君の一般質問を終結いたします。 次に、通告第4号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。 8番河原井大介君。

# [8番河原井大介君登壇]

○8番(河原井大介君) 議席番号8番河原井大介でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

執行部におかれましては、簡潔なご答弁をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、最初になるんですけれども、城里町の財政状況についてお聞かせをいただければ と思います。よろしくお願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

〇町長(上遠野 修君) それでは、8番河原井議員のご質問に回答させていただきます。 最新の決算である令和元年度の一般会計決算におきまして、町の財政状況を示す実質公 債費率及び将来負担比率など、財政健全化指標は国が定める早期健全化基準を大幅に下回 っており、健全な状況にあります。

詳細は財務課長より答弁をさせます。

○議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

○財務課長(舩橋行子君) 令和元年度一般会計決算におきまして、町の財政状況を示す 実質公債費比率及び将来負担比率など、財政健全化指標は、国が定める早期健全化基準を 下回っている健全な状況でございます。実質公債費比率は、町の財政規模に対する地方債 返済済等の割合を示したもので、この比率が18%を超えますと、起債の発行に総務大臣の 許可が必要となります。

本町の令和元年度決算の実質公債費比率は10.3%、町村合併以降は、合併特例事業債や 過疎対策事業債など、交付税措置率の高い起債を中心に借入れを行ったため、自己財源に よる元利償還金支払額の割合が減少し、数値が改善してきております。

また、将来負担比率は、町の財政規模に対する地方債残高等の将来負担額の割合を示したもので、比率が350%を超えた場合は、財政健全化計画を定めることとされておりますけれども、本町令和元年度決算における将来負担比率は59.6%、県内27位でこちらも交付税措置率の高い起債を中心に借入れを行うことにより、自己財源による将来負担額を抑制することで数値は年々減少しております。

令和3年度当初予算におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして町税減収等が懸念されますけれども、感染症対策事業に係る財政需要も増えまして、例年以上

に予算編成は大変なところではございますが、自己財源が少ない中、感染症対策には新型 コロナウイルス感染地方創生臨時交付金を配分しまして、普通建設事業には交付税措置率 の高い地方債を充てまして、特定財源等最大限活用して予算編成を行ってまいりました。 以上でございます。

〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

**○8番(河原井大介君)** 結論から言うと、城里町の財政は健全な状況ですよというお話だったと思います。

では、今詳細について財務課長のほうからお話がありましたので、一つ一つちょっと確認をさせていただきたいと思います。

私も、なかなか行政用語財政用語は分かりづらいので、そういったことも説明をいただきながら、こういう状況だというのを、一つ一つちょっと分からないので確認をさせていただきますので、ご答弁を財務課長お願いいたします。

まず、1点目です。

城里町の標準財政規模、これは幾らぐらいでしょうか。その算定根拠と標準財政規模というのはどういう意味ですか。財務課長、お願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** 財政規模ということですけれども、こちらは標準税収入額といいまして、交付税を算定する際に収入額に当たるもの、それから普通交付税、算定されたもの、それから地方譲与税、これを算定されたものを足し上げて標準財政規模としてございます。それで、標準財政規模の金額でございますけれども、令和元年度につきましては62億1,342万6,000円でございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

- ○8番(河原井大介君) 標準財政規模はどういう意味を持ちますか。
- 〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

- **○財務課長(舩橋行子君)** 基本的にはやはり予算を組む上で、この62億という金額が予算をする上で適正な基準となる金額であるというふうに認識しております。
- ○議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

O8番(河原井大介君) ありがとうございます。

そうしますと、62億というのが城里町の一般会計であるべき姿だということが適切であると。しかし、来年度の予算は102億円ですよね。そうすると、62億とその開きが約40億

以上あるんですが、適正になかなか近づけるのは難しいのかなという話ですよね。 次の、ちょっと私も分からないので、もう少し詳しくお話を聞かせてください。

令和3年度の予算の編成方針を私、財務課のほうから頂戴いたしまして、読ませていただきました。これは令和2年11月2日に令和3年度予算編成方針として、町長から各局長各位宛てに送られているものなんです。その方針の2ページ、第2の町の財政状況と今後の見通しというところがありました。そこをちょっと教えていただきたいんですけれども、この歳入というところにおいて、町税が対前年度比で0.6%減少したこと。先ほどコロナの影響だというお話だったと思うんですが、その後、合併の算定替えの最終年度となったと。いわゆるこの中でいうと、合併してから旧の3つの町村のお金の部分を少し見ていましたよといったのが令和元年度で最終年度になったということなんだと思うんですが、これ普通交付税とかが減少するとあるんですが、どういうことを指すのか。もう少し詳細を具体的に教えていただけますか。

〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

# 〔財務課長舩橋行子君登壇〕

- **○財務課長(舩橋行子君)** 交付税を算定する際には、合併する前が3町村ございましたので、それぞれの市町村ごとに交付税を算定しております。それが元年度までは、それぞれの町村ごとに交付税を算定してまいりました。それがこれからは一本算定にするというようなことで、それを一冊で、今までそれぞれの冊子があって、それぞれに計算して算定しておりましたけれども、これからはそれを一つにして算定するということなんですけれども、それがやはりその金額をトータルしてみますと、一本算定にするほうが3本でするよりも金額が下がるというようなことでございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

**〇8番(河原井大介君)** つまり、これからは合併でおまけしてくれた部分はなくなって しまって、交付税が下がりますよということを歳入のところで言っているわけですね。

では、予算編成方針の中に今歳入をお聞きしましたが、歳出の部分ちょっとお聞きします。この財政方針の中では、財政調整基金等から多額の繰り出しをしたというふうに書いてあるんですが、幾ら繰り出して令和2年度末で幾らぐらい残金が財調あるんでしょうか。

〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

#### [財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** ただいま財政調整基金でございますけれども、今現在の数値というのは仮の数値でありまして公表できるものではございませんので、昨年度末の残高ということでございますと、24億4,683万2,031円となってございます。
- ○8番(河原井大介君) 答弁漏れです。幾ら令和3年度に繰り出しをしたんですか。
- 〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

## [財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** 令和3年度の基金の予定でございますけれども、7億200万円を予定してございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

- ○8番(河原井大介君) 7億円を繰り出したということなんですね。今年令和3年度の予算を編成するに当たっては、予算編成方針の中にある財調から出した金額が約7億円だという数字が今出されたわけですね。約20億ちょっとぐらいの財調が見込みで残っているというお話だったと思います。そういったところで、この予算編成方針でもちろん予算をつくっていっていると思うんですが、施策の推進と財政の健全性の両立をするとか、あとはこの予算編成方針を見ると、様々書いてあるわけなんです。人口減少とか災害に強いまちづくりとか、事務事業の見直し、行財政改革みたいなやつですね。そういうのが書いてあるんですけれども、この財政というものというのは、やはり中長期的なスパンに立って5年、10年、15年、20年、そういった形の中において、やっぱり町財政のシミュレーション、こういったものというのは必要だというふうには、ちょっと考えるところはあるんですが、実際そのシミュレーション、これからこういうふうになるというのは、財務課のほうで今のお金のほうもそうなんですが、やっていらっしゃるんでしょうか。もしやっているのであれば、そういった資料も後で頂戴できればと思います。
- ○議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** 計画ということになるかと存じますけれども、今回お出しさせていただきました合併まちづくり計画のほうには、平成17年から令和11年までということで歳入歳出の計画額を掲載してございます。また、平成29年度から令和3年度までということで行政改革大綱を作成してございますけれども、その中で、行政改革ということで行政の見通し、中長期展望に立った財政運営、自主財源の確保、経費の節減と合理化、効率化の指針等を掲載してございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

- **○8番(河原井大介君)** なるほど、今言葉で言ったものであって、数字的なものというのはシミュレーション具体的にはされていないということでいいんですかね。特にシミュレーションはやっていないですよね。こういうふうになるかもしれないということも具体的な数字はきちっとシミュレーションされているんでしょうか。
- 〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

**○財務課長(舩橋行子君)** 合併まちづくり計画のほうには数字の記載はございます。

〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

- **○8番**(河原井大介君) では、ちょっと先ほど最初のご答弁の中に、いろいろとお話がありました。実質公債費比率の話でありましたり将来負担比率の話、今年の当初予算はコロナウイルスで税収が減っていますと。そういった中で、ちょっとお聞きしたいんですが、特定財源という言葉が出てきました。この特定財源を最大限活用する予算編成というふうな話ありましたけれども、特定財源というのはどういうものに使うものなんでしょうか。どういうものなのか、ちょっと分かりやすくご説明いただけますか。
- 〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** 特定財源でございますけれども、やはり国庫支出金であるとか、県支出金、こういったものはそれぞれ使うものが決まっておりますけれども、それ以外にも普通交付税であるとか、地方譲与税とかそういった関係の交付金等もございます。こういったものを特定財源として充てるということでございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

- **〇8番(河原井大介君)** すみません。もう少し細かくどういうものに使われるか。ちょっと教えていただけますか。
- ○議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** この特定財源等につきましては、各種事業等に充てられるものでございます。例えば、合併特例債などであれば、合併特例債起債しておりますけれども、そういったものが今回使われている事業等に使われるというようなことになります。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

〇8番(河原井大介君) 分かりました。

そういった中で、いろいろ使い道があるんでしょうということなんですが、ちょっと時間もあれなんで、次に進みます。

広報しろさとなんですけれども、広報しろさとの一部に町長コラムというものが昨年の12月から今年の1月、2月、3月と毎回この4か月連続で財政の話、1回目は借金と貯金編、財政の話、1月号は財政と健全性について、3弾目地方交付税について、直近の3月では、交付税措置のある起債という、もう財政について一生懸命町長がお話をされているんですが、これ財務課は町として、この数字というものは内容を確認はされていますか。確認した上で、この発行のプロセスをきちっとしていますか。これは間違いなく公認している数字でよろしいんでしょうか。要は、確認をした上で発行プロセスに立っていますか。

〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** 基本的には財務課で数字のほうをおつくりしているものではなく、町長のほうで公表されている数字をもって全てつくっている数字でございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

**○8番(河原井大介君)** そうしますと、財務課では確認はしていなくて、町長が勝手に書いているので、広報しろさとに載せていますよということだと思うんですよね。間違っていたとしてもこれ町長の責任ですからねということだと思うんですが、それはそれでいいんです。

こういった中で、よく言われますよね、少子・高齢化で町財政が大変になる。具体的に どのように大変になって影響するんでしょうか。シンプルにちょっとお聞きしたいと思い ます。その後にちょっと広報紙に戻ります。財務課長、お願いします。

○議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** やはり少子・高齢化ということになりますと、税金に影響がございます。町民税であるとか、そういったものが減少することが予想されますし、また高齢化することによりまして、いろいろな保険が増加するというようなことで支出が増えてくる。そういうようなことで歳入の減少が見込まれ、逆に歳出が増えることになるということになるかと存じます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

○8番(河原井大介君) じゃ、ここまでで一度まとめます。

結局、標準財政規模62億円、うち交付税が約40億円で町税が20億円、これがリアルな数字です。先ほど今直近でお話しされたように、少子・高齢化の荒波の中で税収が減っていって、そして高齢化率が増えていく中において、非常に支出が多くなっていくという話がありました。そのプロセスの中で、いま一度広報しろさと町長コラム、財政のお話について、話を戻していきます。

まず、12月号についてなんですけれども、これは借金と貯金というテーマのコラムでした。コラムというのは、小さい記事、囲み記事ではありながら論評、つまり論理と根拠によって示されたコメント欄というイメージでありますので、その点を確認しながら話を進めてまいります。

12月号、借りる借金であるんですが、ここでは5年前との比較で掲載されています。こ こ1年は借入れも実は多くなっていて、基金貯金が少なくなっているんですよ。基金への 積立ても行っていない状況ですから、積立てを行うのかどうか分かりませんけれども、城 里町のこれはちょっと都合のいい部分を切り取っているんじゃないかなというふうに感じています。大洗、茨城町載っているんですね、自主財源比率と。こっちは城里町よりも大洗、茨城町が自主財源比率はいいですよね、城里町より財政状況は安定しているんです。

町は、ほぼ3年借金が増えて基金は減ってきているし、特に先ほど言った財政調整基金7億円を入れているわけです、来年度の予算の編成のために。今後将来負担比率はどんどん上がっていくんです。毎年の予算に基金歳入が基金の繰入れ、毎年予算に基金の繰入れが増えています。もちろん将来負担比率は上がっていく傾向になりますし、ここに書いてあるようにこのまま起債残高が増えて基金が減って、いわゆる借金が増えて貯金が減るということです。標準財政規模、先ほど62億円、それがそもそも人口減になれば少なくなっていくわけですから。町税、交付税が減っていく。もちろん合併からの算定替えの中で終わってしまったので、これからどんどん交付税下がりますという話もありました。となると、当然将来負担比率は上がっていって町の借金、町の貯金、標準財政規模で割ったものが将来負担比率とする。この後、令和2年と3年度のシミュレーションについて、私のほうから提案しますが、まずこの広報しろさとの12月号はこういうことなので、都合のいいことをちょっと書いてあるなと思いました。

次です。

2021年に今年に入りまして1月の広報しろさとに書いてあります。財政の健全性について、市町村の借入れ、借金についてですね、返済に対して国が手厚く補助金を出してくれる借金があると書いてある部分なんですけれども、補助金ではなく交付税の基準財政需要額に70%算入されること。起債の償還金額に70%分交付されるわけではないわけで、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた分が普通交付税として交付されるわけでございます。補助金と書くのはおかしい表現ではないでしょうか。将来負担比率は分母が標準財政規模から基準財政規模充当額に算入された需要額を引いた分であります。つまり分子は借入れ、町全体の合計から基金の残高を引いた分、元利償還金に対して約70%需要額になりますので、当然比率は上がってまいります。借入れが借金が増えて貯金が減るわけですから。

今年度の交付税の額は、ちょっと多い気がするんですが、その合併の算定替えで交付税が減らされているということでありますが、これはあまり減っていないように感じるんです。予算の段階で調整はされているものなんですか、こういうものは。よく分かりませんが、そこら辺ももし後で財務課のほうに答弁があればお聞きしたいと思います。

交付税が減ると標準財政規模が減ります。将来負担比率が上がってきます。ますます財 政状況が厳しくなっていきますというふうに思っているわけです。

それから広報2月号の交付税についてというところなんですが、これは広報しろさとの 2月バージョンの町長コラムです。水戸市、茨城町、大洗町の比較いろいろ数字が書いて あります。 城里町の1人当たりの交付税の交付額は約20万円、国から手厚い支援を受けておりますと記載されております。それはつまるところ、基準財政収入額が少ない。つまり町民税等の自主財源、自分たちで集めるお金が少ないことを意味しているんです。さらに言えば、ストレートに言いますが、城里町はとても貧乏でありますということを町内外に広報しろさとを使ってPRしているんですよ、町の広報紙ですから。貧しいことをそれほど大っぴらに言うことはどうなのかな。あとこれ、ずっとあるんですが、他の水戸市の借金だとかいろいろあるんですが、そういうものもあまり他市町村から見れば余計なお世話だし、広報で町内外にPRするというのは、あまり行政的には、何かなじまないなという感じはしているんです。そこはこれから注意されると思うんですけれども。

例えば、この交付税について、たくさん城里町はもらっていますよという話なんですが、例えば、消防費なんですけれども、大洗とか茨城町は、単独で消防署を設置しているわけです。自前で消防署を持っているわけです。基準財政需要額の消防費分の算入額を多く見込まれているはずですから、そういう面では、見込まれるわけなんです、消防署を持っていますから。

ただ、国としては判断してくれるんでしょうけれども、そこを見て確認して、多めにくれるということなんです。

ちなみに、城里町の消防費というのは、常備消防費が6割で非常備消防費分が4割、非常備消防費というのが消防団のことを指しますが、いずれにしても、水戸の消防署が置かれてそのお金の分のことを言っていますから、満額もらっているわけじゃない。全てケース・バイ・ケースだという話が、交付税の根本にはあるということです。

確かに過疎地域には、手厚くこの交付税というのは交付されています。他町村と比べて 交付税が多いというのは、先ほども言いましたけれども、財政状況が悪い、財源が不足し ている、もしくは財源が乏しいことになります。税収、住民税とか法人税、法人住民税と か多く収納されている市町村ほど交付税が少ないわけです。基準財政需要額より基準財政 収入額が多い市町村、つまりもうけが多いですよ、必要な額より多く収入が入っています よという自治体は、市町村は交付税が不交付となるわけです。東海村とか神栖市とか、鹿 嶋市、大手企業があるところなどは、不交付か、ほんの少しの交付税となっています。

広報しろさとに載せる場合には、こういうことを明確にきちっと公正に公平に論理立ててお話しされるほうが、私は税金を使った広報紙を発行するに当たって、町長の町の財政においての思い、これを出したいのは分かりますが、きちっとしたものをもう少し丁寧に、都合のいいことばかり書かないで、ちゃんと本当の話をしたほうがいいんじゃないかなと。ある意味、ちょっとうそっぽく見えてしまうところがあるので、気をつけていただきたいなという提言です。

それで、そこからですが、先ほど来、厳しい財政状況だというのが分かってきました。 62億の財政規模の中で、収入が、町税が20億しかなくて交付税頼みだということです。こ の後の質問にも入ってはいくんですが、企業誘致とか医療とか、そういった誘致しましょうねという話が、たしか猿田議員が9月議会だったか、税収を上げるために企業誘致をして頑張っていかなければいけないんじゃないですかという話がありました。そのときに、常にお話ししたのが、そういうことをやると交付税減ってしまうので、交付税がやっぱり大事だから、交付税を第一に考えたいということで、この広報しろさとのコラムもそうなんですが、全て国という文字がたくさん入っています。国、国と。町が考える税収については、どういうふうに考えるのかを知りたいんですよ、本当は。けれども、そこはすっぱり本質論は抜け落ちたまま、国から補助金で何とかつないでいこう。でも100億円の予算は使いたい、だから貯金基金は取り崩してしまおうということが流れ的には出てきているわけです。これは押さえないといけないですね、今。今日現在のお話としてです。

これから未来のお話をちょっとします。

先ほど来、将来負担比率とかいろんな数値、国が出している健全化数値みたいのがあって、その指標は問題ないよ、健全化指標、全然問題ないですというお話の中で、さっき城里町は何位です、全国何位の収入率ですというふうに順位か何かでお話しされたと思うんですが、はっきり言って順位は全く関係ありません。オリンピックではありませんので、1位を取る必要はないです。

結局、何が問題かというと、城里町は何をやってどうなっているのということだけを確認したいんです。どこの自治体と比べる必要はないんです。城里町のことだけを考えているのが町の議会議員ですし、町長だし役場職員さんですということを前提に置きます。

そこで、財政調整基金、シミュレーションで専門家と相談しながら、これ結構大変だったと思います。本当にご指導いただいていろいろ確認してまいりました。結論から言います。令和2年度のシミュレーションの数字が、その前に将来負担比率というのは、財務課長、どういうものかちょっと教えてもらえますか。

〇議長(関 誠一郎君) 財務課長舩橋行子君。

[財務課長舩橋行子君登壇]

- **○財務課長(舩橋行子君)** 将来負担比率は、町の財政規模に対する地方債残高等の将来 負担額の割合を示したものでございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

○8番 (河原井大介君) よく分かりづらいし、この算出方法もなかなか難しいんです。 ただ、この数値をいわゆる町長コラム、広報しろさとでは、令和元年度に59%です。だから全然問題ありませんということをPRしています。ちなみに、平成30年度決算で見たときには、将来負担比率が65.4%だったんです。ですから、令和元年で見ると、59になっているから下がっているということだと思うんです。ここでこの算出基礎については、算数になってしまう、数学になってしまいますが、そこの細かいところは財務課長から説明な

かったんですが、令和2年度これ見込みです。令和2年度将来負担比率106.43、106%。 令和3年度来年度の将来負担比率の予測です、シミュレーションです。これは見込額です よ、147.48%。この数字がうそだろう、どうなっているんだというのは、それはそちらで 最終的には確認し、財務でやるんでしょうからいいですが、今あるシミュレーション上の 中では、こういうことなんです。借入金等、これをAにします。そして、そこから基金残 高、基準財政需要額、歳入見込額、コラムに書いてある国が手厚く補助金を出してくれる 額ということ、これをマイナスします。その分をC、これ標準財政規模62億、厳しく63億 という数字で、甘い数字で出していますが、63億という数字に入れ替えて、そこから算入 公債費比率、つまり事業費補正により算入された公債費、交付税算定資料の基になってい るものだったり、災害復旧費等に関わる財政需要額等々、そういったものを割り算するわ けです。そして、それをマイナスの数字で令和2年度、令和元年は59%の将来負担比率が 令和2年度のシミュレーションには106%になりました。そして令和3年度見込みであり ますよ、147.48%、理由は簡単です。簡単な話なんですよ、借金が増えて基金が減ってい るからです。当然、将来負担比率は上がり、交付税がどんどん下がっている。前年より下 がるはずなのに下がっていないという、さっきもありましたが、交付税が下がっていきま すから。そもそも必要なお金がどんどん膨れ上がっていくのに、入ってくるお金がどんど んない。しかも財調は20億、つまり7億やっていますから。今のところ令和2年度、22億 という、24億この数値の中で、これからですが、見込みですよ、令和3年度7億円ぶち込 むと15億円になるわけですよ、令和3年度末で。7億円やっていますから、あと2年しか 財調は使えないということです。じゃ、財務課長、これは財調がなくなった場合というの は、どういうように財政をできるようにするんでしょうか。あと令和3年度末でシミュレ ーションした数字は15億、つまり2年間7億円、今年ぶち込んでいるということは、あと 残り2年分しかないわけ、向こう2年しか。それがなくなったとき、どういうような対応 ができるのか。お考えでしょうか。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

○町長(上遠野 修君) ちょっと誤解なきように基金がどんどんなくなっていってということですけれども、財政調整基金を減らす一方で、公共施設整備基金というのに財政調整基金がり詰まっていたので、ほかの基金をつくってほかの基金に積立てを増やしていたりするわけです。あるいは藤咲さんがよく質問されますが、国民健康保険の基金のほうは、何億円も今年逆に積み増したりしているわけです。ですので、基金といったときに、財政調整基金だけ見て議論しないで、ほかの特別会計まで含めた全体の基金残高総額をぜひ見ていただきたいと思います。その特別会計まで含めた基金総額を見ると、去年の決算でもそんな横ばいくらいになっていますし、今年も3月補正の数字見てもらう、12月補正でもいいんですが、見てもらうと、当初は7億とか6億財調取り崩しますという予算を組

んでいるんですけれども、補正するたびに財調取崩しが減っていって、最後今3億ぐらいしか取り崩さないような予算、3億か4億ぐらいの取崩ししかしないというふうに12月補正、3月補正ぐらいではきていると思いますが、そうすると、最後3億、4億ぐらいだと決算すると、実際は取崩し使っていなくて繰越金にそのまま出てきたりするわけです。ということを毎年の決算見ていてもらうと最後二、三億ぐらいだと取り崩すというふうに予算書上はなっているんだけれども、100億に対して二、三%ぐらいは実際は使わないで繰越金で上がってきたりしますので、予算書上のこの数値だけ見て、今年予算書で7億崩しているからもう7億なくなってしまうんだというふうに見ないで、ぜひ予算から決算までのこれまでの流れ、財調だけじゃなくて、ほかの基金の増減、そういうのを総合的にぜひ見ていただきたいというふうに思っております。

〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

○8番(河原井大介君) もう詭弁はいいです、詭弁は。全体的な数字を見ていて、いいですか、予算の編成方針の中で財調から多額繰り入れていますと書いてあるわけです。繰り入れなければ財調を使わないと予算組めないですよと言っているじゃないですか、もう既に。それが戻ってくる戻ってこないというのは、第3次補正予算約6億円近いお金が国から入ってきました。その部分で何とか使わなくていい部分まで増えましたぐらいの、今年限定だったりケース・バイ・ケースの話なので、そういうことが分かりづらいんです。

結局、何がポイントか。税収は下がっている、下がる。だって2040年度には、城里町の人口は1万2,000人です。高齢化率53.74%、20年後を今考えなくていつ考えるんですか。20年後まだ生きていますよね、町長。子供たちは生きていますよ、今年生まれた子は二十歳です、2040年。

その未来をやるために今金使っていいという発想自体が間違っているし、取りあえずお 金が戻ってきますから、単年度会計だけでいいんですと喜んでいる場合じゃないです。そ ういう問題ではない。危機的な状況だということ。

この町は貧乏で、危機的な状況だということ。それを広報しろさとで町内外に貧乏だけれども、交付税で何とかやっていきますというようなことではないです。道路何本造りますか、明許繰越費で今年。本当にできますか、全部。介護保険も含めてですよ、今の基金だと48万円ですよ、基金。これじゃ先ほど言った2040年のときの1万2,000人という人口比率に対しての高齢化率53.74%のときに一般会計からぶち込みますと言ったわけです、この間。一般会計からどんどん入れる。一般会計から入れるのはいいですけれども、どこのお金なんですかと。これ国保は関係ないですから。これはそもそも国保は決められた国と県との政策の中で介護も、保険制度のもとでやっていますから。それ以外のものでトータル的に考えて勘案してみなければいけない。そのときにお金はありません。もう令和3年度には財調は一応見込みですよ、15億になっているから、それが減るかどうかは努力次

第。それが1年間の努力によって返ってくるものがあるかどうかというだけの話であって、今の予算がこういうふうに使えますという予算は102億円超えていて、62億円の財政の規模しかないところにおいて、広報しろさとでは訳の分からないことを言ってしまっているわけですよ。これがうそだから駄目ですよ、真面目にやりましょう、本当の数字を出しましょう。将来負担比率令和2年度は106%、それから令和3年度はさっきも言いましたけれども、147.48%、これが見込みの数字です。これは甘く見てこうですから、分かりませんよ、どうなるか。でも、今注意を喚起しているわけです。危機的な状況ですよ、何とかしましょうと提案しているわけです。3月議会と来年度の予算のタイミングで言っているわけです。

だから、今から考えてくださいという提言をしながら、次の質問に移ります。

次の質問は、企業誘致、この企業誘致、医療機関の誘致なんですが、どのようなことを やっていますか。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

- **〇町長(上遠野 修君)** 企業誘致につきましては、近年、城里町内において大型の工場 投資、あるいは商業施設の投資が相次いでおりまして、城里町における企業立地の補助制 度等が有効に機能しているものと認識しております。
- ○8番(河原井大介君) 通告は医療機関誘致もです。
- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

**〇町長(上遠野 修君)** 引き続き、8番河原井議員のご質問に回答させていただきます。 病院誘致につきましては、関心を持っていただき幾度か質問をいただいております。ま た令和2年第4回議会定例会では、予算措置と具体的取組について叱咤をいただきました。 しかし、その後新型コロナウイルス感染症の感染拡大が起こり、国・県においても、緊急 事態宣言が発出され、今も1都3県においては解除されておらず、いまだ社会経済活動に 大きな影響が出てきております。

報道等によりますと、医療機関のほとんどが今年収入の減少、あるいは人手不足など深刻な状況にあり、新たな病院の設置や事業拡大というのは、このタイミングでは見込めない状況かというふうに認識しております。

一方で、国を挙げた大事業としてワクチン接種に向けた準備も始まり、医療機関には感染症の治療とワクチン接種の協力支援の対応が今求められている状況であります。このような現在の切迫した状況を踏まえ、町として本年度当面につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に注力するとともに、医療機関との連携の確保に努め感染症の影響収束後、改めて誘致活動を推進していきたいと考えております。

〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

## [8番河原井大介君登壇]

○8番(河原井大介君) ご丁寧な答弁だったと思うんですけれども、まず企業誘致をしているんですかと聞いたことに対して、補助金を渡していますという意味が分からないです。2つ目、コロナのウイルス感染症と医療機関の誘致は何の関係があるんですか。全く関係ないですよね、どういうことか。12月議会でも三村議員が質問されましたよね。3月の予算の中には、この予算というものを計上すると。つまり医療機関を誘致するための審議会をつくっていくんですということを言われています。今回の予算はどういう予算になっていますか、その審議会は。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

**〇町長(上遠野 修君)** 物事にはタイミングというものがありまして、あらかじめこう したいというので、その状況が変化しても無理やりその方針に行くということは必ずしも 正しくないことだというふうに思っております。

今年というこのタイミングにおきまして、今行政がなすべきことは3名の専従職員を配置しまして、ワクチン接種、全町民に城里町は医療機関の数が少ない中で、迅速かつ円滑に行うために全ての健康保険行政の人員を投入するのが、今日この今年における課題だと思っております。

そして、仮に今誘致活動で病院のほうに新しい病院を事業拡大しませんかというような議論を今病院に投げかけても、病院の側からも今年のタイミングでそういう検討を投げかけたときに、どのような反応があるでしょうか。いや今そういうタイミングですかと、今は新型コロナ対策でどこも経営が厳しい状況にあって、倒れないために支援が欲しい時期に新規出店どうですかというような話を今できるタイミングでしょうか。そういったことで、なすべきことをなすべき時期を見極めなければなりませんので、それは農業をやっている河原井さんであれば分かることだと思います。自分のあくまで全体の状況を見極めて、今何をすべきかを考えるべきだと思います。

〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

○8番(河原井大介君) 私が聞いているのは三村さんが言ったように、今年度当初予算で審議会をつくりますかと。審議会つくって、病院にぱっと行って、病院きてくれますかと言えるわけないじゃないですか。四、五年かかるということを前提にして三村さんは質問しているんです。今年の話とか来年の話しているんじゃないんです。これから先の話をしているのに予算はちゃんとつくっていますか。しかもワクチン接種に全力投球、当り前じゃない、そんなの。だから、担当課があって担当の人を配置しているんじゃないですか。私のこの答弁というか、担当課はどこですか。まちづくり戦略課じゃないですか。この企業誘致にしても病院誘致にしても。まち戦課ですよね、担当したのは。だってまち戦課が

やることじゃないですか。ワクチン関係ないですよ。だから、全て同時進行的、同時並行 的にちゃんとやらなければいけないんです。なぜならば、今までじゃ、何やってきている んですかと、三村議員もおっしゃいました、前回。そのとおりじゃないですか。

町長選挙のときに、公約にした石塚地方の誘致、それで基金をつくって病院を誘致するんだとその基金の条例は、黒澤止幾の条例は出しています。でも、新規に造っていく病院の建設の基金をつくるという、その政策はまだいまだに実行されていないわけです。プラス企業誘致に対しては、もうはっきり言いましょう。34歳のとき初めて町長選挙に出たときに、一緒になって街頭で演説をしたあのとき企業誘致をするんだ。そしてスイスをつくっていくと言ったんです、町長は。もう忘れましたか。いいですか、あのときこう言ったんですよ。いいか悪いかは別ですよ、そのとき言ったんです、34歳の町長候補者の上遠野さんこう言ったんです。手這坂の朝立ちして、あそこで手を振って朝の眼下に広がる田んぼ風景、ここにコストコを誘致したいと言ったんですよ。その情熱や気迫や若さと情熱で城里町を元気にする会代表の町長はどこへ行ってしまったのかなと言っているだけです。

ここが根本なんです。ワクチンだとか病院へ行って今不景気だから病院来てくれない。 そんなこと聞いていないですよ、何するんですかと聞いているんです。どうするんですか と。予算はつけたんですかと私聞いたのに、審議会の予算、今年度来年度つけたんですか と聞いたのに対して、病院が大変ですから、ワクチンを一生懸命やりますからと。何言っ ているのと。そうじゃないでしょう、根本的な本質は違う。もう時間がないから、余計な 答弁しなくて結構なんです。予算を編成して、その審議会をつくる予算をつくったんです か、お願いします。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

**〇町長(上遠野 修君)** 誤解なきように、病院の誘致は健康保険課が担当すべきものと考えております。企業ではなくて医療機関ですので、また健康保険課につきましては、ワクチンチームを今年つくっておりますので、そこでワクチン接種に最大限注力すべきで、それが終わった後、医療機関の充実について仕事を進めるべきと考えています。審議会を回すと簡単に言いますが、審議会を回すには膨大な事務作業が必要となりますので、今そのために人員をつぎ込むことはできないと判断しております。

〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

**○8番(河原井大介君)** よく考えてくださいよ。まちづくり戦略課は、まちづくりの戦略課なんです。何度も言っているように、町長選挙のときに公約にしている問題だったりそれは、まちづくりの戦略じゃないですか、全て。まちづくり戦略課がつくっているんですよ。つまり、そこで考えるべき問題なんだから、病院だから医療だからじゃない。そういう感じじゃない。戦略的にものを考えて、だったら戦略的にものなかったら病院造りま

すなんて計画書につくりますか。合併したときだったり、今後の将来的なビジョンをつくるときにそんな話になるわけないじゃないですか。戦略的なビジョンを持って医療、福祉、介護を充実する。つまり町民の生命と財産と健康、これを守るということが日本国憲法で、つまり町民が幸せになる、ハッピーになるための施策として書いてあるから、それを言っていたんですよ、今まで。でも実際にはお金もないし、大変なんですというところからスタートをして、審議会はすぐつくればいい、事務的なものだと、そうじゃないでしょう。そもそも論としてまちづくり戦略課は、戦略をしてそこで段取りをしたり段取りすればいいだけの話で、何もワクチンを打っている人にワクチンの接種はやめて、病院を誘致しろなんて言っていないです。そんな無理なこと言わないでくださいみたいなことを言っていますけれども、とんでもないですよ、何言っているかよく分からない。

真面目にやろう、本当に。政治は真面目にやろう、政策にうそついてはいけない。政治 は多少うそもある、ごまかしもあるかもしれない。でも、この政策だけは真剣にやらなけ ればいけない、真面目に。だって命がかかっているから。それから同時に財政的な問題も そうだし、将来お金がなくなってくるのを知っていて、交付税も減らされるのも知ってい て、そして自主財源、つまりこれから言いますけれども、猿田議員が9月におっしゃった ように、企業誘致をして税収を少しでも上げようといった問いに対して、町長は地方交付 税があるからもう別にいいよと、に近いようなことをしゃべってしまうんですよ、本会議 場で。これはもう一番寂しい。企業誘致をすることが一丁目一番地の仕事だった。スイス をつくるといった。小さい国で精密機械工業で福祉も医療もヨーロッパ随一、世界で唯一 のこの国を中山間地域の城里町に当てはめれば夢は描けると言った。コストコをつくろう なんて言っていた。それがばかげた話だとそういうことじゃないんです。そこのビジョン があって町長になって、病院はどうですか、企業誘致はやっていますかと言ったら補助金 渡しています、頑張ってくれているでしょう。それはあなたが誘致したんじゃなくて、も ともとあるものに対して補助金出しています。一緒につくろうといったまちづくり戦略課、 正確には地域戦略室だったけれども、地域戦略室をつくってやろうという話だった。それ がいつの間にか、まち戦になってしまったんだけれども、具体的な政策については、これ は幾つかの問題はあります。だから言っているように、政治に対しては、多少問題はあっ たにしても政策については、うそだけはつかない、真面目にやっていこうということを、 改めて確認をしているだけなんです。

以上です。

次に移ります。

環境センターについてでありますけれども、解体工事があると。それから不燃ごみの処理施設があるわけなんですけれども、こういったものというものが、なかなか町民の方にご理解されていない部分があって分からない部分がある。また、さらには、先月の鳥インフルエンザ焼却処分について、どのような対応をしたのか。簡潔にいただければと思いま

す。よろしくお願いします。

○議長(関 誠一郎君) 町民課長雨宮忠芳君。

[町民課長雨宮忠芳君登壇]

**〇町民課長(雨宮忠芳君)** 8番河原井議員のご質問にお答えします。

最初に、まず解体工事ですが、解体工事については、ホームページ等において令和2年 11月9日に公募いたしまして、令和3年1月22日に入札を実施し、西武建設(株)が2億 7,170万円で落札者となり、本議会に工事請負契約の締結を上程いただいているところで あり、始まれば令和4年3月の完成を目指します。

続きまして、不燃ごみ処理施設についてでありますが、不燃粗大ごみ処理施設については、令和3年2月1日に入札参加の募集を開始し、同2月22日に参加を締め切りましたが、1社しか応札者がなかったため、同日以降の手続を中止いたしました。その後、多くの業者に参加していただけるように、募集要件を緩和して3月8日に再募集いたしました。入札は7月初旬を予定していますので、臨時議会をお願いしたいと考えております。契約が調いましたら、令和5年3月の完成を目指すということであります。

もう一つ、鳥インフルの件ですが、鳥インフルエンザの焼却処分について、県が主体となって協議しながら進めてきたところではありますが、現在の環境センターのごみ量に対し、鳥の混焼率は3%と新潟県の実績から想定されたため、日当たり600キロの焼却を申し入れましたが、県からの依頼はありませんでしたので、町の環境センターでは、防護服や粗大ごみなどのその他のごみの焼却を担当した次第です。

以上です。

〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

○8番(河原井大介君) 先ほど課長のほうから説明がありましたけれども、令和2年2月1日入札参加の募集を開始したんですけれども、参加締め切って1社しか応札がなかったということで、以前ちょっとお話を聞いたときには、有利な起債の条件だったり先ほどお金が極力かからないやり方がある。しかも、それがタイミング的は結構難しいんだというんですが、もう少しそこら辺のお話と鳥インフルエンザ、今後また起きないほうがいいんですけれども、ほかの自治体で起きた場合、その受け入れるとか、そういったことに関しては、何かアイデアというのは、考えというかありますか。

〇議長(関 誠一郎君) 町民課長雨宮忠芳君。

[町民課長雨宮忠芳君登壇]

**〇町民課長(雨宮忠芳君)** 環境センターの粗大ごみの工事については、震災復興特別交付税というのが期限がありまして、令和5年度末までに完了しなければ受けられないということになっております。

鳥インフルエンザについては、町としては、やはり1日600キロまでしか受け入れられ

ないので、県のほうと協議しまして、それでもよければという形に今後もなっていくと思います。

〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

**○8番(河原井大介君)** いずれにしましても、財政状況も含めて非常に厳しい状況、企業誘致、それから医療機関の誘致についても不断の努力ですよね、常日頃から予算をつけなければいけない。来年度予算には、病院の審議会についての予算はついていないというふうな答弁でしたから、しっかり考えていただければというふうに思いますし、今後、財政について非常に厳しい状況が続きます。

一緒になって歳出の構造、お金を出す構造をしっかりと考えなければいけないということを、最後にお伝えを申し上げながら、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(関 誠一郎君) 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長(関 誠一郎君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日20日、21日は議事整理のため休会とし、22日は午後2時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、控室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時29分散会